

第21節 留 学

第1 在留資格の審査

1 留学の在留資格について

留学生の受入れは、我が国と留学生の出身国・地域との相互理解と友好親善を増進させることができること、留学生の帰国後も、我が国で築いた人的ネットワークにより相互の政治、経済、学術、文化等に関する友好関係の強化が図られ、我が国企業の海外進出や貿易の促進等にもつながること、若者の活力が少子高齢化を迎えた我が国又は地域を活性化すること、更に、大学等を卒業後、我が国の企業への就職により、労働市場に優秀な人材を確保することにもつながること等である。このように留学生の受入れは様々な側面において大きな意義を有するものであり、政府の目標として2020年をめどに30万人を受入れることを目指し、その受入れが積極的に行われている。

出入国管理行政においても、同目標の実現のために円滑な受入手続を行っているところであるが、同時に、不法残留者、不法就労者等の増加を招くことのないよう留意する必要がある。

かかる観点から、適切な入学選抜や在籍管理を行うなどして不法残留者や不法就労者を発生させていない教育機関からの申請については迅速・円滑に処理し、他方で、適切な入学選抜や在籍管理ができていないために不法残留者や不法就労者を多数発生させている教育機関、虚偽申請又は虚偽の情報を提供するなどした教育機関からの申請、又は本邦での勉学を行う活動を目的とせずに、本邦での就労等を目的として入国・在留を図ろうとする者に係る申請に対しては厳正に審査することを基本方針とする。

2 該当範囲

入管法別表第1の4の表の「留学」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学校部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動

（1）留学の在留資格に該当する範囲

本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学校部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校の専門課程、高等課程若しくは一般課程、各種学校、設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関又は外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関において教育を受ける活動が該当する。

（注1）各教育機関の学校教育法上の位置付け等については下記3（1）アを参照

（注2）外国の政府機関や民間企業から派遣され、入学許可を受けずに本邦の教育機関で専ら指導を受ける活動（自ら研究等を行うのではなく、専ら指導を受ける活動）をする場合は、「留学」に該当しないときでも、「文化活動」又は「研修」に該当する場合があることに留意する。

（2）留意事項

「教育を受ける活動」に該当するためには、教育機関に在籍するだけではなく、勉学の意思及び能力を有していることが必要となる。

勉学の意思及び能力を有することの確認に当たっては、申請人の「学歴」又は「語学力」をもって行う。

（注）「学歴」及び「語学力」については第2の2を参照

3 基準

上陸基準省令に規定する許可要件は次の第1号から第8号までのとおり

第1号及び第2号は、「留学」の在留資格で上陸しようとするすべての外国人に適用される基準であり、第3号から第8号までは、外国人が教育を受ける機関等に応じて適用される基準であって、すべての者に適用される規定ではない。

（1）第1号について

一 申請人が次のいずれかに該当していること。

- イ 申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校に入学して教育を受けること（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）。
- ロ 申請人が本邦の大学に入学して、当該大学の夜間において授業を行う大学院の研究科（当該大学が当該研究科において教育を受ける外国人の出席状況及び法第十九条第一項の規定の遵守状況を十分に管理する体制を整備してい

る場合に限る。)において専ら夜間通学して教育を受けること。

ハ 申請人が本邦の高等学校(定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。

以下この項において同じ。)若しくは特別支援学校の高等部、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。)若しくは特別支援学校の中学校部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関に入学して教育を受けること(専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。)。

ア 要件の内容

第1号は、申請人が同号のイ、ロ又はハのいずれかに該当し、以下の教育機関において入学して教育を受けること等を要件として規定している。

(ア) 大学(学校教育法第9章)

ここにいう「大学」には、学部(学校教育法第85条)のほか、大学の専攻科及び別科(同法第91条)、短期大学(同法第108条)、大学院(同法第99条)並びに大学附属の研究施設(同法第96条)が含まれる。

(イ) 大学に準ずる機関

卒業した者が大学の専攻科・大学院の入学に関して大学卒業者と同等であるとして入学資格を付与される機関、当該機関の教員が教育職俸給表(一)(一般の職員の給与に関する法律別表第六)の適用を受ける機関並びに設備及びカリキュラム編制において大学と同等と認められる機関(水産大学校、海技大学校(分校を除く。)、航海訓練所、航空大学校、海上保安大学校、海上保安学校、気象大学校、防衛大学校、防衛医科大学校、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、航空保安大学校、職業能力開発短期大学校、国立海上技術短期大学校(専修科に限る。)、国立看護大学校、学校教育法施行規則第155条第1項第4号に基づき文部科学大臣が告示により指定する外国の教育機関及び国際連合大学)のことをいう。

(注1) 大学に準ずる機関に訓練等の一環として一時的に入学するケースは、その受入形態・活動内容等により、他の在留資格(例えば「文化活動」)によるものとする。

(注2) 学校教育法施行規則第155条第1項第4号に基づき、文部科学大臣が告示により指定する外国の教育機関については、入管WAN参照

(注3) 学校教育法施行規則第155条第1項第4号に基づき、文部科学大臣が

告示により指定しているもの以外の外国大学日本分校に入学する者が行おうとする活動は、当該機関の設置形態により学校教育法上の認可を得ている場合は「留学」に、認可を得ていない場合は「文化活動」にそれぞれ該当する。

(注4) 国際連合大学については、学校教育法施行規則第156条第4号において、当該教育機関の課程を修了した者に対して大学院（博士課程）への入学資格を付与することが規定されている。

(注5) 職業能力開発校は、職業能力開発総合大学校等とは異なり、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することを目的とするものであることから、教育機関には当たらず、当該機関に受け入れられて技術等を修得する活動は「研修」に該当する場合があるが、「留学」の在留資格には該当しない。

(注6) 警察大学校、管区警察学校、法務総合研究所、税務大学校、国立保健医療科学院、農業大学校、国土交通大学校、自治大学校、消防大学校、各自衛隊幹部候補生学校等の各省庁・地方自治体所管の教育・研究・研修機関において教育を受ける場合は、他の在留資格（例えば「研修」）によるものとする。

(ウ) 高等専門学校（学校教育法第10章）

高等専門学校の修業年限は5年（商船に関する学科については5年6月）である。入学資格は高等学校の入学資格と同じであり、学校教育法第118条、第57条、同法施行規則第95条に定められている。

(注) 独立行政法人国立高等専門学校機構が一括して選抜試験を実施する第3学年編入学制度においては、12年の教育課程を修了した学生を第3学年（高等学校第3学年に相当）に受け入れることとしており、通常、修了まで3年を要する。

(エ) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）（学校教育法第6章、第7章）

(オ) 特別支援学校の高等部（学校教育法第8章）

(カ) 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）（学校教育法第5章、第7章）

(キ) 特別支援学校の中学校部（学校教育法第8章）

(ク) 小学校（学校教育法第4章）

(ヶ) 特別支援学校の小学部（学校教育法第8章）

(コ) 専修学校（学校教育法第11章）

① 課程

職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として、①修業年限1年以上、②授業時数が所定時数（原則800時間）以上、③在籍40人以上、に該当する組織的な教育を行うもの（本邦に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）をいい、次の課程がある。

a 専門課程

高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者等に対して、高等学校における教育の基礎の上に教育を行う。当該課程を置く専修学校は「専門学校」と称することができる。

b 高等課程

中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者等に対して、中学校における教育の基礎の上に教育を行う。当該課程を置く専修学校は「高等専修学校」と称することができ、文部科学省の指定を受けた修業年限3年以上の高等専修学校を文部科学大臣が指定した日以後に修了した者に限り、大学への進学が可能である。

c 一般課程

高等課程又は専門課程の教育以外の教育を行うもの。

② 監督庁

市町村の設置する専修学校は都道府県の教育委員会が、私立の専修学校は都道府県知事がそれぞれ設置等の認可を行うとされている。

(注) 専修学校が行う教育に「付帯教育」があるが、これは法令上の根拠を有しない。したがって、当該教育を受ける者は「留学」の在留資格に該当しないこととなる。ただし、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件」（平成2年法務省告示第145号、以下「留学告示」という。）をもって定められる機関において専ら日本語教育を受ける場合は、「留学」に該当する。

(サ) 各種学校（学校教育法第134条）

① 概要

学校教育に類する教育を行うもので、その備えるべき要件については各種

学校規程（昭和31年文部省令第31号）に定められている。修業期間は1年以上、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については、3月以上1年未満とすることができます。また、入学資格について学校教育法上の定めはない。

② 監督庁

市町村の設置する各種学校は都道府県の教育委員会が、私立の各種学校は都道府県知事がそれぞれ設置等の認可を行うとされている。

(シ) 日本語教育機関

専修学校、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関で、専ら日本語の教育を行うものであって、留学告示の別表第1に定める教育機関をいう。新たな日本語教育機関を同告示に定める手順等については第2の5を参照

(注) 「設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関」とは、設備及び編制の観点から、おおむね各種学校規程に適合する教育機関をいう。

① 「設備」

校地、校舎等の施設と校具・教具を合わせたものをいう。

② 「編制」

学校を組織する学級数、学校を組織する児童・生徒数、学校に配置すべき職員の組織をいう。

(ス) 外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入學するための教育を行う機関（以下「準備教育機関」という。）

留学告示の別表第2に定める教育機関（教育課程）をいい、外国において本邦の12年の学校教育に該当する教育課程を修了した者に対して本邦の大学に入學するための教育を行う機関のことであるところ、「大学入學のための準備教育課程の指定等に関する規程」（平成11年文部省告示第165号）に基づき審査され、「我が国の大学に入學するための準備教育を行う課程を定める件」（平成22年文部科学省告示第29号）に告示されている。

(注) 留学告示別表第2に掲載される教育機関は、基準第5号イに定める「6か月以上の日本語の教育」を実施する機関としても定められている。

(セ) 設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関（日本語教育機関を除く。）

① 設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関（日本語教育機関を除く。）は、留学告示の別表第4に定める教育機関をいう。

- ② 設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関（日本語教育機関を除く。）を留学告示に定めるに当たっては、まず、当該教育機関が実施する実務的・専門的分野と密接な関係のある省庁が策定する審査基準に照らし、同省において適格性を判断する。適格性があると判断される場合にはその旨法務省へ通報され、法務省は、当該通報について必要に応じて関係省庁との協議・連携・情報交換を行い、告示の検討・調整を行う。
- ③ 留学告示をもって定められているものには、経済産業省において「ファッションデザイン教育機関の運営に関する基準」に照らし、適格性を判断されたファッションデザイン教育機関及び「アニメーション・マンガ・ゲーム教育機関の運営に関する基準」に照らし適格性を判断されたアニメーション・マンガ・ゲーム教育機関がある。.

(注) 都道府県知事等の認可を受けていない教育施設から留学生（専ら日本語教育を受ける者を除く。）の受け入れを希望するとして申出があった場合は、都道府県知事等の認可を受けるなどした教育機関に限り留学生の受け入れを認める方針であることを説明する。

イ 用語の意義

(ア) 「入学して」（第1号イ、ロ及びハ）

教育機関から当該教育機関に在籍することを許可する文書を受けて入学することをいう。したがって、単に個人的に大学教授等に師事し、研究室で研究を行う場合等は該当しない。

(注) 研究生は、法令上の根拠がなく、各大学の学則等に基づき特定の専門事項の研究等に従事することを許可された者で、大学院の入学試験等の準備期間として指導教員の指導のもと授業を受ける者等をいい、大学により、研究生、特別研究生、研修生、専修生等の名称が付されている。研究生のうち、大学が行う入学選考に基づいて入学の許可を受けた者に限り「留学」に該当する。なお、「留学」に該当しない研究生で、学術上の活動に従事する場合は「文化活動」に該当する場合があるため留意する必要がある。

(イ) 「専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く」（第1号イ及びハ）

① 主として夜間通学して又は通信により教育を受けることを目的とする者については基準に適合しないとの趣旨である。したがって、例えば、他の在留

資格をもって在留する者や高等学校の昼間部の生徒である「留学」の在留資格をもって在留する者が夜間部に通学したり、通信により教育を受けることは可能である。

- ② 昼夜間制等により、必修その他主要科目のほとんどが制度上又は個々の留学生の具体的な履修計画上専ら夜間の科目を履修することが想定される場合には、第1号における「専ら夜間通学して教育を受ける場合」に該当する。
- ③ 正規の校舎外の施設で、教員の立ち合い無く行われる授業は、通常は教育を受ける活動に該当しない場合が多いが、仮に教育を受ける活動に該当するとしても、第1号における「通信による教育」に当たる。

(ウ) 「外国人の出席状況及び法第十九条第一項の規定の遵守状況を十分に管理する体制を整備している場合」(第1号口)

- ① 外国人の出席状況を十分に管理する体制を整備している場合とは、例えば、授業ごとに出席を取っている又は指導教授が出席状況を把握している体制を整備している場合などをいう。
- ② 入管法第19条第1項の規定の遵守状況を十分に管理する体制を整備している場合とは、例えば、アルバイトを希望する学生には資格外活動許可を取得するよう指導するとともに、アルバイトの内容（就労場所、就労時間、就労内容、報酬等）を把握する体制を整備している場合などをいう。

(2) 第2号について

二 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。

ア 要件の内容

第2号は、申請人の経費支弁能力に関する要件を規定している。申請人が本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有することを求めているが、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、申請人が当該手段を有することを求めない。

イ 用語の意義

(ア) 「本邦に在留する期間中の生活に要する費用」

学費、教材費、住居費、交通費、食費、その他一切の生活費のほか、渡航費

用についても算入する。

(イ) 「資産、奨学金その他の手段」

預貯金等本人名義の処分可能な資産又は奨学金が該当する。

① 預貯金

申請人が自己の就業又は相続等により得た本人名義の預貯金をいう。

② 奨学金

国費・私費の奨学金はもとより、名称が「研究助成金」、「学習奨励金」、「生活援助金」等であっても、安定・継続して支給され、かつ、研究成果等の対価的な性格を有していないものであれば、奨学金とみなされる。

(注) 資格外活動許可により本邦において得られる収入の見込額又は包括許可の範囲内の活動で得られる通常の収入額については、生活費用の一部（在留資格「留学」で安定継続的に在留するに足りる費用を除いた生活費）を補う手段の一つとして差し支えない。

(3) 第3号について

三 申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合は、第一号イ又はロに該当し、当該教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ、当該教育機関において一週間につき十時間以上聴講をすること。

ア 要件の内容

(ア) 第3号は、申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合の要件を規定している。

(イ) この場合には、第1号イ又はロに該当し、教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ、当該教育機関において一週間につき十時間以上聴講をすることが必要となる。

イ 用語の意義

(ア) 「専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生」

専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生には、法令上の根拠を有する科目等履修生のほか、各大学の学則等に基づき認められているいわゆる聴講生を含む（以下、これらを「聴講生等」という。）。

なお、専修学校専門課程の科目等履修生及び聴講生は含まれない。

(注) [REDACTED]

(イ) 「教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け」

入学選考に基づいて入学許可を受ける必要があり、個々の教授が許可したのみでは本基準に適合しない。

(ウ) 「一週間につき十時間以上聴講をすること」

1週間につき10時間すなわち600分以上聴講する必要がある。ただし、半期単位でしか履修登録できない大学の聴講生等からの申請については、前半期が週10時間以上であれば、適合性があるとして差し支えない。なお、聴講時間が10時間に満たない者については、学則等の制限により週10時間以上の履修登録ができない場合であっても本基準に適合しない。また、複数の教育機関において講義を受講する場合は、いずれか一つの教育機関において10時間以上の履修登録が必要である。

(4) 第4号について

四 申請人が高等学校において教育を受けようとする場合は、年齢が二十歳以下であり、かつ、教育機関において一年以上の日本語の教育又は日本語による教育を受けていること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、公益社団法人又は公益財團法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられて教育を受けようとする場合は、この限りでない。

ア 要件の内容

(ア) 第4号は、申請人が高等学校において教育を受ける場合に関する要件を規定している。

(イ) ただし書きが適用される場合を除き、申請人の年齢が20歳以下であって、教育機関において1年以上の日本語の教育又は日本語による教育を受けていることが求められる。

(ウ) 他方、学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れられる場合には、上記(イ)の要件を満たす必要はない。

イ 用語の意義

(ア) 「教育機関」

本邦の学校教育法に定める教育機関及び留学告示をもって定める日本語教育

機関のほか、外国において正規の教育機関として外国の国又は地方政府から認可・認定を受けているなど、我が国における教育機関に相当する機関を含む。

(イ) 「学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画」

- ① 本邦の高等学校と本国の教育機関が相互に生徒を受け入れるものであって、一方的に生徒を受け入れるものではないことが必要となる。ただし、「これに準ずる国際交流計画」に基づいて、学業、スポーツに関して優れた者等を特待生等として選抜基準、選抜方法を定め、学費・生活費等を補助して受け入れる場合はこの限りでない。
- ② 相互に生徒を受け入れるものとして（上記ただし書の場合は生徒を受け入れるものとして）、選考（選抜）基準、選考（選抜）方法に関すること、学費、生活費等の費用負担・補助等に関すること、教育内容（カリキュラム）に関すること、生徒の指導に関すること、住居・宿舎に関することが具体的に定められる必要がある。
- ③ 「その他これに準ずる国際交流計画」には、我が国の民間交流団体の行う交流事業であって、公益性が高い場合も含まれる。

(5) 第4号の2について

四の二 申請人が中学校若しくは特別支援学校の中学校部又は小学校若しくは特別支援学校の小学部において教育を受けようとする場合は、次のいずれにも該当していること。ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、公益社団法人又は公益財團法人の策定した学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒又は児童として受け入れられて教育を受けようとする場合は、イ及びロに該当することを要しない。

イ 申請人が中学校において教育を受けようとする場合は、年齢が十七歳以下であること。

ロ 申請人が小学校において教育を受けようとする場合は、年齢が十四歳以下であること。

ハ 本邦において申請人を監護する者がいること。

ニ 申請人が教育を受けようとする教育機関に外国人生徒又は児童の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。

ホ 常駐の職員が置かれている寄宿舎その他の申請人が日常生活を支障なく営むことができる宿泊施設が確保されていること。

ア 要件の内容

第4号の2は、申請人が中学校、小学校又は特別支援学校の中学校部又は小学部において教育を受ける場合に関する要件を規定している。

(ア) 申請人が中学校において教育を受ける場合には、申請人の年齢が17歳以下であること、また、申請人が小学校において教育を受ける場合には、申請人の年齢が14歳以下である必要があるが、学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に基づき生徒として受け入れる場合には、前述の年齢要件を満たす必要はない。

(イ) 申請人が低年齢であることから、本邦において申請人を監護する者がいること、教育機関に生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること、常駐の職員が置かれている寄宿舎等の宿泊施設が確保されていることが求められる。

イ 用語の意義

(ア) 「申請人を監護する者」

本邦における申請人の親代わりとなる者であり、寄宿舎の寮母、本邦に在留している親族やホームステイ先の世帯主等がこれに該当する。

(イ) 「常駐の職員が置かれている寄宿舎その他の申請人が日常生活を支障なく営むことができる宿泊施設」

申請人の身の回りの世話を行わることが確保されていることが前提であり、申請人の通学先の寄宿舎、近隣の親族宅やホームステイ先が該当する。ホテルや旅館といった一般的な宿泊施設は、低年齢の申請人が単独生活をする施設には適さず、これには当たらない。

(6) 第5号について

五 申請人が専修学校又は各種学校において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける活動に従事する場合は、イに該当することを要しない。

イ 申請人が外国人に対する日本語教育を行う教育機関（以下「日本語教育機関」という。）で法務大臣が告示をもって定めるものにおいて六か月以上の日本語の教育を受けた者、専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明された者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）において一年以上の教育を受けた者であること。

□ 申請人が教育を受けようとする教育機関に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。

ア 要件の内容

- (ア) 第5号は、申請人が専修学校又は各種学校において教育を受ける場合（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）に関する要件を規定している。
- (イ) ただし書きが適用される場合を除き、申請人に、留学告示で定められる日本語教育機関における日本語学習歴、日本語能力の試験による証明又は学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）における学習歴のいずれかがあること及び教育機関に生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていることが求められる。
- (ウ) 外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関において教育を受ける場合には、(イ) のうち日本語能力等の要件を満たす必要はない。

イ 用語の意義

- (ア) 「外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関」
いわゆる「インターナショナルスクール」のことをいう。
- (注) 「外国から相当数の外国人を入学させて初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設立された教育機関（インターナショナルスクール）」に入学する者について、上陸許可基準には、外国人の年齢に関する規定は設けられていないが、初等教育又は中等教育を受けようとする幼少・若年の外国人を対象としていることから、年齢が20歳超の外国人から申請があったときは、その者の経歴、入学して勉学しようとする理由、卒業後の予定等を確認する。
- (イ) 「法務大臣が告示をもって定めるものにおいて六か月以上の日本語の教育を受けた者」

当該外国人が在学していた時点において留学告示をもって定める日本語教育機関において6か月以上の日本語教育を受けた者をいい、これには当該教育機関が在学中に告示された場合又は告示から削除された場合も含まれる。

なお、6か月以上のコースで実際に6か月以上日本語教育を受けたことが必要である。また、告示をもって定める日本語教育機関といえるためには、当該告示の前提となったコースに入学する必要がある。

該当する日本語教育機関は、留学告示の別表第1から別表第3までに掲載されている。

(注) 本要件においては、告示校において6か月以上の日本語の教育を受けたことのみが規定されており、日本語能力のレベルについては明示的には問われていないが、専修学校・各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を有していることが必要であることに違いはないことに留意する。

(ウ) 「専修学校若しくは各種学校において教育を受けるに足りる日本語能力を試験により証明された者」

公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験のN1(1級)又はN2(2級)に合格した者、独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験(日本語(読解、聴解及び聴読解の合計))の200点以上を取得した者、又は公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施するBJTビジネス日本語能力テストJLRT聴読解テスト(筆記テスト)の400点以上を取得した者が該当する。

(エ) 「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園を除く。)」

日本の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学(短期大学を含む。)及び高等専門学校をいう。

(7) 第6号、第7号及び第8号について

六 申請人が専修学校、各種学校又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする場合は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関であること。

七 申請人が外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関において教育を受けようとする場合は、当該機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。

八 申請人が設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合(専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。)は、当該教育機関が法務大臣が告示をもって定めるものであること。

要件の内容

第6号、第7号及び第8号は、申請人が、日本語教育機関、準備教育機関又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる機関(日本語教育機関を除く。)において教育を受けようとする場合は、当該教育機関が留学告示(別表第1、第2及び第4)

に定められる必要があることを規定している。各教育機関の概要等については、上記（1）ア（ク）、（ケ）又は（コ）を参照

4 審査のポイント

（1）在留資格の決定時

ア 教育機関及び入学・在学事実

（ア）申請書（申請人等作成用）「通学先」及び申請書（所属機関等作成用）から、申請人が入学又は在学する教育機関が、学校教育法上の位置付け等で、入管法別表及び基準第1号に規定する教育機関に該当することを判断する。

専修学校、各種学校若しくは設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において専ら日本語の教育を受けようとする場合、外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関において教育を受けようとする場合、又は設備及び編制に関して各種学校に準ずる教育機関において教育を受けようとする場合（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）は、基準第6号、第7号又は第8号の規定により、留学告示に定められる教育機関である必要がある。

（イ）単に教授等に師事するものではなく、教育機関への入学・在学事実があることを申請書（所属機関等作成用）から確認する。

（注）必要に応じて、入学許可書又は在学証明書により確認する。なお、公立の小中学校に入学を希望する者については、住民基本台帳に登載されるまでは、通学先は決定しない。この場合、居住する予定の市（特別区を含む。）町村の教育委員会が作成した通学予定先について説明する文書を入学許可書に代わるものとして扱う。

イ 本人の勉学の意思・能力（入管法別表の「教育を受ける活動」に関する事項）

（ア）次の申請にあっては、申請人から提出される資料から、「学歴」又は「語学力」を有することを確認する。

- ・ 慎重審査対象校である教育機関に係る申請
- ・ 慎重審査対象校でない日本語教育機関、準備教育機関、専修学校又は各種学校に係る申請であって、かつ、慎重審査対象国からの申請

（注1）「慎重審査対象校」については、第2の4（3）イを参照。

（注2）「慎重審査対象国」とは、経済水準や不法残留者の発生状況等を踏まえて本庁が指定する次の国・地域以外をいう。

【アジア】

韓国，キプロス，サウジアラビア，シンガポール，タイ，台湾，中国，中国〔香港〕，中国〔マカオ〕，トルコ，ブルネイ，マレーシア，モルディブ

【太平洋】

オーストラリア，サモア，ツバル，トンガ，ナウル，ニュージーランド，パラオ，フィジー，マーシャル諸島

【北米】

アメリカ合衆国，カナダ

【中南米】

アルゼンチン，アンティグア・バーブーダ，ウルグアイ，エクアドル，ガイアナ，キューバ，グアテマラ，グレナダ，コスタリカ，ジャマイカ，スリナム，コロンビア，セントクリストファー・ネーヴィス，セントビンセント・グレナディーン諸島，セントルシア，チリ，ドミニカ，ドミニカ共和国，トリニダード・トバゴ，パナマ，バハマ，パラグアイ，バルバドス，ブラジル，ベネズエラ，ベリーズ，ペルー，メキシコ

【欧州】

アイスランド，アイルランド，アゼルバイジャン，アルバニア，アルメニア，アンドラ，イギリス，イタリア，エストニア，オーストリア，オランダ，カザフスタン，北マケドニア，ギリシャ，クロアチア，コソボ，サン・マリノ，ジョージア，イスス，スウェーデン，スペイン，スロバキア，スロベニア，セルビア，チェコ，デンマーク，ドイツ，トルクメニスタン，ノルウェー，ハンガリー，フィンランド，フランス，ブルガリア，ベラルーシ，ベルギー，ポーランド，ボスニア・ヘルツェゴビナ，ポルトガル，マルタ，モナコ，モンテネグロ，ラトビア，リトアニア，リヒテンシュタイン，ルーマニア，ルクセンブルク，ロシア

【中東】

アラブ首長国連邦，イスラエル，イラク，イラン，オマーン，カタール，クウェート，バーレーン，ヨルダン，レバノン

【アフリカ】

アルジェリア，ガボン，セーシェル，赤道ギニア，ナミビア，ボツワナ，南アフリカ，モーリシャス，リビア

- ① 「学歴」について

履歴書（又は日本語を学ぶ理由及び本人の経験等を記載した入学願書の写し）、最終学校の卒業証明書及び成績証明書の提出を求め、高等教育機関の卒業事実（又は中国大学統一試験結果）の確認を行う。また、申請人が卒業予定である場合は、卒業見込みであることを証する文書（卒業見込み証明書）の提出を求めた上、卒業した事実を確認できる文書（卒業証明書等）を追完させ、確認を行う。

(注1) 中国の大学の卒業事実については、「全国学位及び研究生教育発展センター」(<http://www.cdgdc.edu.cn/>) 又は「中国高等教育学生信息網」(<http://www.chsi.com.cn/>)において、卒業事実の証明を受けることが可能となっている。

(注2) 入学資格については入管法令上の基準がなく、一義的には各教育機関が判断するものであることから、適正な選抜を行っている限りにおいては、入学許可を尊重する。適正な選抜を行っていない場合は、本庁に報告するとともに、学歴に係る本国照会あるいは学校の選抜状況等について当該教育機関から事情聴取等を行うものとする。

(注3) 日本語教育機関に係る申請については、本国の教育機関を卒業する見込みであっても申請可能とする。ただし、本国において高等学校を卒業していない場合は、原則として本邦の高等教育機関に入学できないことから、日本語教育機関が専修学校専門課程の場合は、専門学校で個別に入学資格の審査をする場合を除いては入学要件を欠く。また、専修学校専門課程以外の場合であっても、修了後に進学できないこととなるので、申請人に在留資格認定証明書を交付する前に、卒業事実を確認するよう教育機関に対して指導するものとする。

なお、日本語教育機関卒業後、本邦の高等教育機関に進学予定のない場合はこの限りでない。

② 「語学力」について

日本語学習歴又は日本語試験結果を証する文書を提出させ、入学しようとする教育機関に応じて必要な日本語能力を有することの確認を行う。当該語学力を求めるのは、日本で勉学をし、生活をするためには通常一定程度以上の日本語の能力を要するからである。なお、日本語以外の言語で授業又は研究指導を受ける者にあっては、その内容を理解し得る語学力を有していることが必要である。

「語学力」の目安は次のとおりとする。

【大学（短期大学及び大学院を含む。）又は高等専門学校において日本語で授業を受け又は研究の指導を受けようとする者】

次のいずれかに該当することを目安とする。

- 日本語能力試験N2（2級）相当（授業時間600時間）以上の日本語能力を有していること。

（注1）当該試験N2の基準としては、やや高度の文法・漢字（1,000字程度）・語彙（6,000語程度）を習得し、一般的な事柄について、会話ができ、読み書きができる能力（日本語を600時間程度学習し、中級日本語コースを修了したレベル）

（注2）平成22年度以降の試験は、N1からN5で判定されており、N1が旧1級、N2が旧2級、N4が旧3級、N5が旧4級に相当する。なお、N3は新たに制定されたもので、旧2級と旧3級の間に相当する。

- 日本留学試験（日本語（読解、聽解及び聴読解の合計））を200点以上取得していること。
- BJTビジネス日本語能力テスト・JLRT聴読解テスト（筆記テスト）を400点以上取得していること。

【大学の日本語別科、準備教育機関又は日本語教育機関に入学しようとする者】

次のいずれかに該当することを目安とする。なお、日本語教育機関に係る申請について、日本語能力を有することを日本語試験結果を証する文書により証明しようとする場合には、地方出入国在留管理局提出用の証明書を作成している試験については、当該地方出入国在留管理局提出用の証明書を提出するよう努めさせる。

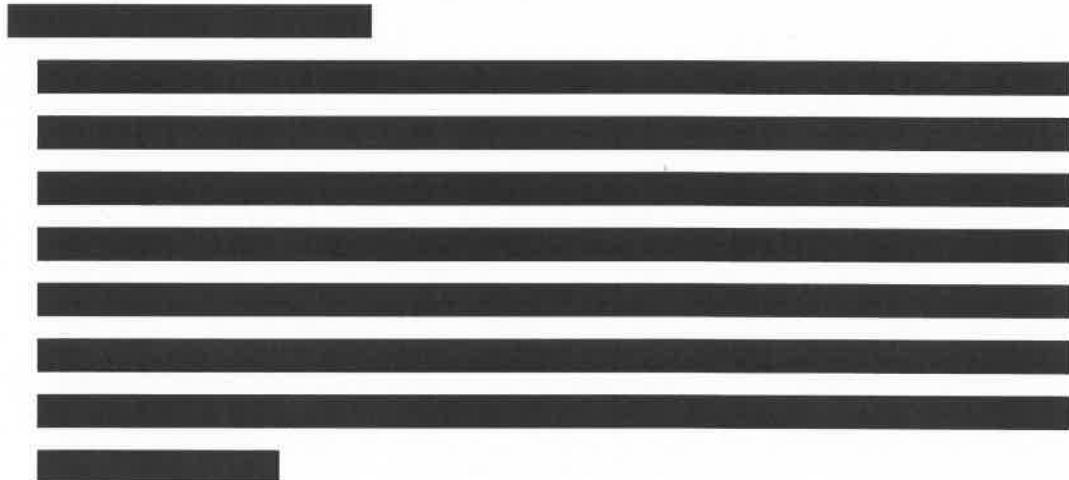
- 日本語能力試験N5（4級）相当（授業時間150時間）以上の日本語能力を有していること。

（注）当該試験N5の基準としては、初步的な文法、漢字（100字程度）・語彙（800語程度）を習得し、簡単な会話ができ、平易な文又は短い文章が読み書きできる能力（日本語を150時間程度学習し、初級日本語コース前半を修了したレベル）

- BJTビジネス日本語能力テスト・JLRT聴読解テスト（筆記テス

ト)を300点以上取得していること。

- 株式会社語文研究社が実施するJ.T E S T 実用日本語検定のF級以上の認定を受け又はF G レベル試験において250点以上取得していること。
- 専門教育出版が実施する日本語N A T - T E S T の5級(旧4級)以上の認定を受けていること。
- 一般社団法人応用日本語教育協会が実施する標準ビジネス日本語テストを350点以上取得していること。
- 一般財団法人アジア国際交流奨学財団が実施するT O P J 実用日本語運用能力試験の初級A以上の認定を受けていること。
- 公益財団法人国際人財開発機構が実施するJ - c e r t 生活・職能日本語検定の初級以上の認定を受けていること。
- 一般社団法人外国人日本語能力検定機構が実施するJ L C T 外国人日本語能力検定のJ C T 5以上の認定を受けていること。
- 株式会社サーティファイが実施する実践日本語コミュニケーション検定・ブリッジ(P J C B r i d g e)のC+及びC-以上の認定を受けていること。
- 一般社団法人日本語能力試験実施委員会が実施するJ P T 日本語能力試験の315点以上の認定を受けていること。



【専修学校又は各種学校（「留学」の在留資格に係る上陸許可基準第5号本文のただし書の適用を受ける場合を除く。）に入学しようとする者（専ら日本語の教育を受けようとする場合を除く。）】

- 「留学」の在留資格に係る上陸許可基準第5号のイに適合すること（第

1の3(6)イ(イ), (ウ)及び(エ)参照)。

(イ) 上記(ア)以外の申請

本人の出入国歴、在留資格認定証明書不交付歴から、本邦に入国する目的に明らかに疑義が認められる場合を除き、原則として申請人の学力等を認めて入学を許可した当該教育機関の第一次判断を尊重することとし、入学許可事実をもって当該意思・能力を有しているものと推定し、申請書（申請人等作成用・所属機関等作成用）により確認する。

(ウ) その他の留意事項

また、上記(ア)及び(イ)までの規定にかかわらず、外国の大学（短期大学及び大学院を含む。）を卒業した者については、特に否定する証拠がない限り、勉学の意思・能力を有するものとして扱う。外国の大学（短期大学及び大学院を含む。）を卒業していない者であっても、日本語教育機関に入学する者で、

(注1) 入学資格については入管法令上の基準がなく、一義的には各教育機関が判断するものであることから、適正な選抜を行っている限りにおいては、入学許可を尊重する。適正な選抜を行っていない場合は、本庁に報告するとともに、学歴に係る本国照会あるいは学校の選抜状況等について、当該機関から事情聴取等を行うものとする。

(注2) 日本語教育機関に係る申請については、本国の教育機関を卒業する見込みであっても申請可能とする。ただし、本国において高等学校を卒業していない場合は、原則として本邦の高等教育機関に入学できないことから、日本語教育機関が専修学校専門課程の場合は、専門学校で入学資格について個別に入学資格の審査をする場合を除いては入学要件を欠く。また、専修学校専門課程以外の場合であっても、修了後に進学できないこととなるので、申請人に在留資格認定証明書を交付する前に、卒業事実を確認するよう教育機関に対して指導するものとする。なお、日本語教育機関卒業後、本邦の高等教育機関に進学予定のない場合はこの限りでない。

ウ 経費支弁能力（基準第2号に関する事項）

（ア）慎重審査対象校である教育機関に係る申請

次の資料から、生活費及び学費を支弁し得る資産又は継続して得られる資金を有しているか判断する。なお、複数の支弁方法を有する場合は、それらすべてについて資料を提出させる（下記（イ）において同じ。）。

- ① 経費支弁するに至った経緯等を明らかにする資料（経費支弁書）
- ② 経費支弁者と申請人の関係を立証する資料
- ③ 預貯金残高証明書
- ④ 過去3年間の資金形成経緯を明らかにする資料
- ⑤ 経費支弁者の職業を立証する資料
- ⑥ 過去3年間の経費支弁者の収入を立証する資料
- ⑦ （奨学金を受ける場合）奨学金の給付に関する証明書

（注1）



（注2）



（イ）慎重審査対象校でない日本語教育機関、準備教育機関、専修学校高等課程若

しくは一般課程又は各種学校に係る申請であって、かつ、慎重審査対象国からの申請

次の資料から、生活費及び学費を支弁し得る資産又は継続して得られる資金を有しているか判断する。

- ① 経費支弁するに至った経緯等を明らかにする資料（経費支弁書）
- ② 経費支弁者と申請人の関係を立証する資料
- ③ 預貯金残高証明書
- ④ 過去3年間の資金形成経緯を明らかにする資料
- ⑤ （奨学金を受ける場合）奨学金の給付に関する証明書

（注）上記（ア）の（注1）及び（注2）と同じ。

（ウ）上記（ア）及び（イ）以外の申請

教育機関が初年度の入学金及び授業料を支払い得るとして入学を許可した事実を尊重し、経費支弁能力を有するものとして取り扱い、申請書（申請人等作成用）「滞在費の支弁方法等」から判断する。

エ 教育機関の設置形態等による個別事項

（ア）夜間大学院に入学を許可された者

大学側に管理体制を説明した文書を提出させ、基準第1号口に適合することを確認する。なお、大学の在籍管理体制については、単に体制を整備するといったものでは足りず、申請人の出席状況の確認及び把握方法、アルバイトの内容（場所、時間、内容、報酬等）の把握方法や資格外活動等に係る指導等について、具体的に明示されなければならない。

（イ）専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生

履修届けの写し又は聴講科目及び聴講時間を証する文書を提出させ、基準第3号に適合することを確認する。専ら聴講によらない研究生の場合は研究内容を証する文書により勉学の目的を確認する。

（ウ）高等学校に入学を許可された者

日本語学習歴を証する文書又は学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画に関する資料を提出させ、基準第4号に適合することを確認する。なお、学生交換計画その他これに準ずる国際交流計画による場合であって、計画を結ぶ相手方が本国における民間の留学生派遣機関等であるときは、相互に生徒を受け入れるものであるか、計画が具体的であるかについて慎重に審査する。

（エ）中学校若しくは特別支援学校の中学校部又は小学校若しくは特別支援学校の小

学部に入学を許可された者

申請人の本邦における滞在先について、寄宿舎の場合はパンフレット、ホームステイの場合は間取り図等の滞在先の概要が分かる資料を提出させ、基準第4号の2に適合することを確認する。なお、日常生活を支障なく営むことができる宿泊施設は、申請人の身の回りの世話が行われることが確保されていることが必要である。

(才) 専修学校又は各種学校に入学を許可された者（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）

日本語能力を証明する文書又は日本語教育機関若しくは学校教育法第1条に規定する学校において教育を受けたことを証明する文書を提出させ、基準第5号に適合することを確認する。

才



才



(2) 在留期間の更新時

ア 教育機関及び入学・在学事実

在留資格の決定時の項に同じ。

イ 本人の出席・成績状況

(ア) 所属していた教育機関又は学科における出席証明書、成績証明書又は単位取得証明書等を求め、出席及び成績状況に応じた審査を行う。

過去の勉学状況が良好なものについては柔軟な審査を行い、進学前後の専攻の関連性は厳格に問わない。

(イ) 次のいずれかに該当する場合は修学状況が不良であるので相当性がないものとする。

① [REDACTED]

(注1) [REDACTED]

(注2) [REDACTED]

(注3) [REDACTED]

② [REDACTED]

(注1) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(注2) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

③ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(注1) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(注2) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(注3) [REDACTED]

(ウ) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(注) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(エ) 合理的理由がない限り、専ら日本語の教育を受ける者については2年を超えないこととし、これを超える場合は相当性がないものとする。

(オ) [REDACTED]

ウ 経費支弁能力

(ア) 慎重審査対象校である教育機関に係る申請であって、かつ、慎重審査対象国からの申請である場合、過去の在留状況に問題のある者からの申請の場合又は資格外活動その他の法違反に係る情報提供がある等経費支弁能力に疑義のある者からの申請の場合

以下の提出資料から、本邦において学習し生活するのに十分な経費を支弁し得る資産又は継続して得られる資金を有しているか確認し、本人以外の者が支弁する場合は支弁するに至った経緯を明らかにさせる。

さらに、経費として支弁するための資金を形成するに至った過程を明らかにさせ、在留中の経費を安定・継続して支弁する能力を有しているか確認する。

(注1)

[REDACTED]

(注2) 申請人又は被扶養者が資格外活動許可により得た預貯金も経費支弁能力の一部として認める。

(注3) 送金による場合は、その事実の有無を確認する。

(注4)

[REDACTED]

① 本人支弁の場合

- a 過去1年間のアルバイトの源泉徴収票（アルバイトを1年以上している場合）
- b 本国での収入又は資産の額を証明する資料（自らの本国での収入又は資産により支弁している場合）

② 他人支弁の場合

- a 本国からの送金による場合は、送金証明書
- b 本国から携行者が持ち込んだ場合は、外国人が携行者のときは在留カードの写し等身分を証明する資料、日本人が携行者のときは運転免許証又は健康保険証の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが

施されたものに限る。)

c 本邦に居住する者が支弁する場合は、送金証明書及び支弁者の収入証明書

d 支弁者との関係を明らかにする資料

③ 奨学金を受ける場合

a 奨学金の給付に関する証明書

(イ) 日本語教育機関、準備教育機関、専修学校又は各種学校に係る申請であって、かつ、慎重審査対象国からの申請

支出状況及び収入状況等を明らかにする資料（滞在費支弁に関する申告書）から経費支弁能力等に疑義がないか確認し、必要に応じて上記（ア）の資料等を求め、本邦において学習し生活するのに十分な経費を支弁し得る資産又は継続して得られる資金を有しているか確認する。

（注）上記（ア）の（注1）、（注2）、（注3）及び（注4）と同じ。

（ウ）

[REDACTED]

（注）上記（ア）の（注1）、（注2）、（注3）及び（注4）と同じ。

（エ）上記（ア）から（ウ）以外の場合、入学又は在学を許可されている事実をもって経費支弁能力を有するものとして、申請書（申請人等作成用）「滞在費の支弁方法等」により確認する。

工 教育機関等の形態による個別事項

在留資格の決定時の項に同じ。

オ その他

[REDACTED]

5 立証資料

第31節別表による。

6 在留期間

在留期間については、次のとおり決定する。

(1) 在留資格の決定時

ア 在留資格「留学」に係る基準省令第1号イ又はロに該当する者

申請人 在籍予定期間	下記(ア)該当者		下記(イ)該当者
	国費留学生・ 政府派遣留学生 及び博士課程(後 期)入学予定者		
4年以上	4年3月	2年3月	1年3月
3年3月以上4年未満	4年	2年	1年
3年以上3年3月未満	3年3月	2年3月	1年3月
2年3月以上3年未満	3年	2年	1年
2年以上2年3月未満	2年3月		1年3月
1年3月以上2年未満	2年		1年
1年以上1年3月未満	1年3月		
6月以上1年未満	1年		
3月以上6月未満	6月		
3月未満	3月		

イ 在留資格「留学」に係る基準省令第1号ハに該当する者

申請人 在籍予定期間	下記(ア)該当者		下記(イ)該当者
1年以上	1年3月		6月
6月以上1年未満	1年		6月
3月以上6月未満	6月		
3月未満	3月		

(ア) 次の①から③までのいずれをも満たす者

- ① 申請人が入学して教育を受けようとする機関が、「適正校」としての選定を受けている教育機関（高等学校、中学校、小学校及び特別支援学校を除く。なお、大学（短期大学及び大学院を含む。）、大学に準ずる機関及び高等専門学校については、いわゆる新規校（受入れ再開校を含む。）は、「適正校」として選定を受けたものとみなすことに留意する。第2の4（3）イ参照。）

又は第2の4に規定する問題在籍者の発生状況に特段の問題のない教育機関（高等学校、中学校、小学校及び特別支援学校に限る。）であること。

② 申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等）を履行していること（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）。

③ その他在留中の活動状況等を確認する特段の事情がないこと。

（注）上記①から③までを満たす者のうち、国費留学生、外国政府派遣の留学生及び博士課程（後期）入学予定者である者に限り、在籍予定期間に応じ、3年以上の在留期間を決定する対象とする。

（イ）上記（ア）の①から③までのいずれかを満たさない者

（注）聴講生等にあっては、上記の取扱いにかかわらず、決定する在留期間は最長1年3月とする。下記（2）の在留期間の更新時に同じ。

※1 申請人が各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

2 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

3 [REDACTED]

（1）[REDACTED]

ア [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

イ [REDACTED]
[REDACTED]

（2）[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

（2）在留期間の更新時

許可後の在留期間の満了日が、在籍予定期間の終了日（卒業日等）の翌月の末日（例：3月卒業の場合は4月30日）を含む最短の在留期間となるよう月単位で決定する。

なお決定する最長の在留期間は以下のとおり。

ア 在留資格「留学」に係る基準省令第1号イ又はロに該当する者

① 下記（ア）該当者

4年3月

② 下記（イ）該当者

2年3月

③ 下記（ウ）該当者

1年3月

イ 在留資格「留学」に係る基準省令第1号ハに該当する者

① 下記（ア）又は（イ）該当者

1年3月

② 下記（ウ）該当者

6月

（ア）下記（イ）の①から④を満たす者のうち、在学状況が極めて良好である

こと。

（イ）次の①から④までのいずれをも満たす者（上記（ア）該当者を除く。）

① 申請人が教育を受けようとする機関が、「適正校」としての選定を受けている教育機関（高等学校、中学校、小学校及び特別支援学校を除く。）又は第2の4に規定する問題在籍者の発生状況に特段の問題のない教育機関（高等学校、中学校、小学校及び特別支援学校に限る。）であること。

② 申請人が入管法上の届出義務（住居地の届出、住居地変更の届出、所属機関の変更の届出等）を履行していること。

③ 申請人の在学状況が良好である

こと。

④ その他在留中の活動状況等を確認する特段の事情がないこと。

（ウ）上記（イ）の①から④までのいずれかを満たさない者。

（注）在籍予定期間が残り3月末満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「4月」を決定する。

※1 申請人が各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

2 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

3 [REDACTED]

(1) [REDACTED]

ア [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]イ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED](2) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

第2 応用・資料編

1 申請の受付・処分に係る留意点

(1) 在留資格認定証明書交付申請については、教育機関に対して代理申請の協力を求めるることとし、申請時期についても、入国手続に要する期間を勘案してできるだけ早期に申請するよう指導する。

なお、日本語教育機関の職員による在留資格認定証明書交付申請の代理申請については、入学時期に合わせて多数の申請案件に対する処分を的確に行うため、一括受付を行うこととし、そのための期間を設定するとともに、当該期間以外の日に申請を行うことが予定されている場合は、あらかじめ申請予定日、申請予定者数等を連絡するよう、日本語教育機関の協力を求めることとし、申請時期についても、入国手続に要する期間を勘案してできるだけ早期に申請するよう指導する。

この一括受付は、各地方局等の実情に応じて期間を設定して行うものとするが、あくまで日本語教育機関の職員による代理申請手続に関し、申請の処理上日本語教育機関の協力を求めるものであり、当該期間の経過後に申請がなされた場合であっても、受付の要件に適合している限り、申請を受け付けなければならない。

(注) 一括受付については、各地方局等の実情に応じて、大学の日本語別科、準備教育機関、専修学校専門課程等に入学する申請について、申請時期を設定するなどの協力を求めるものとする。

(2) 在留資格認定証明書交付申請の処分については、入学時期に配慮して行うものとし、特段の事情のない限り、おおむね授業開始1か月前までに交付等するものとする。

(3) 在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請については、申請取次制度の活用を勧奨する。

2 定員等の取扱い

(1) 大学等の定員

- [REDACTED]
- ア [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- イ [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- ウ [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- エ [REDACTED]
- [REDACTED]

(2) 日本語教育機関におけるコース管理

ア コース変更

専ら日本語の教育を受ける期間が原則として通算2年を超えない範囲のコース変更（転校を含む。）については、受入れコースの定員を超えない範囲で認めて差し支えない。

イ 定員の取扱い

コース別定員から、在籍者数（修了予定者数を除く。）及び申請中の数を除いた数を当該コースの受入れ可能数とし、最大1.2倍までの申請を認めることとする。

なお、在留資格認定証明書交付申請に当たっては、教育機関から日本語教育機関在籍者数等現況報告を求めることとする。

(参考) 日本語教育機関のコース別定員の取扱いについて

「コース別定員」とは、「一般コース」及び「進学コース」各々の定員総数を指すものとする。したがって、例えば、「2年進学コース」と「1年6か月進学コース」の間で定員を流用することを妨げないものとする。

3 在籍管理状況等の把握

(1) 留学生の在留状況に関する届出

第9編の2第4章第2節第1の1（1）及び第3節第1の2を参照

(2) 退学者等の取扱い

ア

イ 退学又は除籍等を理由として入管法第19条の17に規定する届出がなされた者等について、問題在籍者（問題在籍者については、下記（3）ア参照。）になっている者のリストを問題在籍者名簿（別記第2号様式）により作成する。その場合、本庁が送付する問題在籍者に係る資料を参考とする。

ウ 退学又は除籍者を多く発生させている教育機関について、入学選抜時における経費支弁能力の確認方法や留学生受入れ後の在籍管理状況等を聴取するとともに、必要な指導等を行う。

(3) 教育機関（高等学校、中学校、小学校、特別支援学校を除く）の選定

本庁からの指示に基づき、下記に従い選定の作業を実施する。なお、教育機関の

選定の趣旨は、手続の簡素化等の対象となる教育機関（適正校）を選定することであり、適正校として選定されなかった機関（慎重審査対象校）は原則どおりの手続が適用されるというものであって、それ自体は後者に対してペナルティ等となる性質のものではないことに留意する。

ア 選定基準

前年1月末現在の在籍者に占める前年1年間（1月1日～12月31日）に次に該当することとなった者（以下「問題在籍者」という。）の割合（問題在籍率）を算出する。

① 不法残留した者

本庁が送付する問題在籍者リストを参考に算出する。

② 在留期間更新許可申請が不許可となった者（当該申請に関し、申請内容どおりでは許可できない旨の通知を受けた者を含む。）

本庁が送付する問題在籍者リストを参考に算出する。 [REDACTED]

③ 在留資格を取り消された者

本庁が送付する問題在籍者リストを参考に算出する。

④ 退去強制令書を発付された者

本庁が送付する問題在籍者リストを参考に算出する。

⑤ 資格外活動許可を取り消された者

本庁が送付する問題在籍者リストを参考に算出する。

なお、選定結果については6月末までに本庁に報告する。

イ 選定結果

選定結果について、次のいずれにも該当する場合に「適正校」とし、次のいずれかに該当しない又は「新規校」である場合は「慎重審査対象校」とする。

また、選定時期以外において次の基準を満たさないこととなり、その在籍管理状況から所属する留学生について1年又は6月に1度在留状況を確認する必要があるものと認められた場合は、教育機関の選定停止を本庁に報告する（第5編第1章第3節第2の2（2）参照）。

- ① 問題在籍率が5%以内であること。ただし、在籍者数が19人以下である日本語教育機関は問題在籍者数が1人を超えないこと。

（注1）いわゆる新規校（受入再開校を含み、大学（短期大学及び大学院を含む。）

及び高等専門学校を除く。以下「新規選定校」という。）に係る在籍管理能力の判定について

新規選定校については、一定年数経過後問題在籍率が算定されるまで、退学者等に係る届出をもとに、以下のとおり在籍管理能力を判定することとする。

- ・ 既設の教育機関の判定に係る対象期間と同期間（前年1月1日～12月31日）における、適切な処置がなされていない退学者等（退学者、不入学者、除籍者及び所在不明者のうち、出国が確認された退学者及び在留資格認定証明書が返納された不入学者等を除く者）の在籍者に占める割合により、在籍管理能力の適否を判定する。

同退学者等の割合が同期間の1月末現在の在籍者の5%以下（在籍者19人以下のは場合は退学者等1人まで）である等在籍管理に特段の問題の認められない教育機関は、「適正校」の範疇として取り扱う。一方、同退学者等が5%超（在籍者19人以下である日本語教育機関は退学者等2人以上）である教育機関は、「新規選定校」とする。

ただし、前年の10月に受け入れを開始（再開）する等判定に係る期間が半年に満たない教育機関については、上記選定を行わず、「新規選定校」として取り扱う。

- ・ 前記のほか、判定に係る対象期間に受け入れのない教育機関及び在籍管理が適切でない実態が確認された教育機関についても、「新規校」とする。
- ・ 新規選定校は、原則として、問題在籍者の発生率による判定が可能となるまでは、本件作業を毎年繰り返し、新規選定校の在籍管理能力の適否を

判定する。

(注2) 大学、大学に準ずる機関及び高等専門学校については、問題在籍者の発生率による判定が可能となるまでの間、「適正校」に選定されたものとして取り扱う。

- ② 入管法第19条の17による届出等により、当該教育施設に受け入れた外国人の在留状況が確認でき、その状況に問題がないこと。

(注1) 在籍管理上不適切であると認められる事情とは、例えば、不法残留が成立していないものの、除籍・退学後に出國事実がなく、又は失踪者が多数発生している場合、資格外活動違反等で摘発を受け、又その後退去強制となった学生が多数発生し、事件発生後に適切な対応が講じられていない場合などである。

(注2) 届出が適正に行われないため、当該教育施設に受け入れた外国人の在留状況が確認できないときは、届出を督促し、届出の履行を求める。

- ③ 上記①又は②のほか、在籍管理上不適切であると認められる事情がないこと。

(注) 選定結果の適用時期については、在留資格認定証明書交付申請においては選定翌年4月以降に入学を予定する学生に係る審査から開始し、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請においては、選定翌年1月以降の申請に係る審査から開始する。

ウ 高等学校・中学校・小学校・特別支援学校

多数の生徒を受け入れている教育機関に対しては、入管法第19条の17による届出があることを確認するほか、適宜の方法で出入国、在留状況に関する報告を求め、問題在籍者の発生の有無に留意する。

4 実地調査について

(1) 総則

在留資格「留学」に係る実地調査については、主に以下のとおりに分類されるところ、本項では下記アにおける実地調査について規定する。

なお、下記イについては下記5(3)、下記ウについては下記9(2)を参照すること。

ア 在籍管理状況等の把握及び指導を目的とした実地調査

イ 日本語教育機関の新規開設に係る告示基準適合性の確認を目的とした実地調査

ウ 留学告示別表第1の1の表に掲げる日本語教育機関に対し抹消を検討することを目的とした実地調査

(2) 在籍管理状況等の指導及び把握を目的とした実地調査について

前記アの実地調査（教育機関の在籍管理の適否等に係る調査）を行う場合は、主として次の点について調査を行う。

- ア [REDACTED]
[REDACTED]
- イ [REDACTED]
[REDACTED]
- [REDACTED]
[REDACTED]
- ウ [REDACTED]
[REDACTED]
- エ [REDACTED]
[REDACTED]
- オ [REDACTED]
[REDACTED]
- [REDACTED]

(3) 指導等

特定の教育機関において、不法残留者が多数発生している、学生が不法就労等で摘発される、刑事事件で摘発される、その他在籍管理が不適切であると認められる場合は、当該教育機関の留学生担当者から学生の選抜・選考、在籍管理方法等について事情を聴取する等して、改善を指導する。

ア 日本語教育機関について

実地調査（調査に当たっては別記第74号様式を使用）により告示基準に係る違反が確認された場合は、当該違反事実に係る是正を求めるとともに、事案の悪質性に応じて「教育機関の選定停止報告書」をもって「適正校」に該当しないものとする等の厳格な措置を執ることとする。なお、当該調査において留学告示からの抹消に相当する悪質性の高い違反事実が確認された場合は、下記9(2)を基に調査を行うこととし、必要に応じて再調査を行うなど、違反事実に係る認定を確実に行うこととする。

イ 専修学校・各種学校・設備及び編制に関する各種学校に準ずる教育機関について

当該教育機関において発生している問題の特性に鑑み、必要に応じて所轄庁（都道府県）と連携をとり、合同で実地調査を行うこと。なお、調査に当たっては、別記第75号様式から別記第77号様式までを適宜使用すること。

また、実地調査において悪質な在籍管理状況等が確認された場合は、当該違反事実に係る是正を求めるとともに、「教育機関の選定停止報告書」をもって「適正校」に該当しないものとする等の厳格な措置を執ることとする。

ウ 研究生・聴講生・別科（専ら日本語教育を行うもの以外）について

定員に比して著しく多数の留学生を受け入れている場合や、入学選抜において必要な日本語能力についての確認が適切に行われていない等の疑いがあるときは、必要に応じて本庁と調整の上、教育機関の留学生担当者から事情を聴取する等して実態の把握に努め、是正指導を行うこと。

エ 夜間大学院生について

当該制度によって受け入れられた者が資格外活動によって摘発された場合には、当該大学の担当者に直ちに連絡し、当該学生に係る出席状況及び資格外活動に関する報告を求め、改善措置を求める。

オ その他の教育機関について不法残留者の発生が認められた教育機関に対しては、事情を聴取する等して在籍管理に係る改善指導を行う。

5 日本語教育機関の告示に係る手順等

（1）相談受付

ア 案内

新たに、在留資格「留学」をもって在留する外国人を入学させようとする日本語教育機関の開設の方法を問われた場合には、法務省ホームページに掲載している手続の流れ及び告示の要件として「日本語教育機関の告示基準」及び「日本語教育機関の告示基準解釈指針」（以下「基準等」という。）を示し、

① 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄に規定する告示（以下「留学告示」という。）をもって、新たに日本語教育機関を定めるのは、同告示により定められていない日本語教育機関に入学することを理由とする「留学」の在留資格認定証明書の交付申請があったときとする（注1）。ただし、このような日本語教育機関に入学する者につ

いては同告示で定められている教育機関の場合と異なり、一括申請時であると告示の手続に時間を要する結果、交付・不交付の決定が入学時期に間に合わない可能性があるので、前倒しで申請を受け付ける（注2）。

（注1）したがって、入学しようとする教育機関が留学告示により定められているか否か、また、下記イ以下の事前の行政相談があったか否かに関わりなく在留資格認定証明書交付申請は受け付ける。特に自校が基準等を満たし、留学告示相当と判断する教育機関は、事前の行政相談等なしに在留資格認定証明書交付申請を行うことができるのは当然である。

（注2）申請受理後、実地調査等を行うことを踏まえ、おおむね一括申請受理日より2月以上前に行うことが望ましい。

②一方で、留学告示をもって定められていない教育機関については、留学生の募集を安定的に行うことができるよう、在留資格認定証明書交付申請より前（学生募集を行うより前の時期）に行政サービスとして下記イ以下により事前の行政相談を行うことができる旨案内する。

イ 相談受付

（ア）新たに、在留資格「留学」をもって在留する外国人を入学させようとする日本語教育機関から留学告示について相談があったときは行政相談としてこれを受けることとするが、そのうち留学告示により定められることを希望する日本語教育機関から同告示により定められる可能性について照会したい旨の行政相談については、当該機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理支局（成田空港支局、羽田空港支局、中部空港支局及び関西空港支局を除く。）（以下「地方出入国在留管理局等」という。）の、在留資格「留学」に係る入国・在留審査を所掌する部門において事前の行政相談（このような行政相談を以下では「事前相談」という。）として直接受け付けるものとする。

（イ）事前相談は原則として直接受け付けるものとするが、郵送による提出を希望する旨相談者から申出があった場合には、以下を案内した上で郵送により事前相談を受け付けて差し支えない。

- ① 追跡可能な方法（簡易書留等）により提出予定先である地方出入国在留管理局等宛てに送付すること。
- ② 必要書類（正本）1部及び相談受付用紙に係る返信用封筒1部（簡易書留相当分の切手が貼付され、かつ、送付先住所及び宛名が記載されているもの

に限る。) を送付すること。

- ③ 必要書類に欠落や記載内容の不備が多数認められた場合は、事前相談として受け付けをせず、返送する場合があること。
- ④ 郵送事故等があった場合は改めて必要書類を提出することになり、これらの事情により提出遅延が生じた場合、事前相談に対する回答結果の連絡も遅延する可能性があるため、送付に当たっては、必要書類の点検を入念に行うこと。

なお、後述する設置者変更の報告についても、上記と同様に扱うこととする。

ウ 相談受付期間

事前相談も通常の行政相談の一つとして受けるものであるので、常時受けなければならぬが、下記エの資料を提出して留学告示の可能性について相談する事前相談は、4月から9月までの間に開設を予定している場合はおおむね前年4月末までに、10月から12月までの間に開設を予定している場合はおおむね前年10月末までに、1月から3月までの間に開校を予定している場合はおおむね前々年10月末までに相談することが望ましい旨及びそれ以降に事前相談がある場合は、在留資格認定証明書の交付申請に間に合わないこともあり得る旨案内する。

エ 提出資料の様式

- ① 事前相談に当たっては、便宜上、留学告示で定められていない日本語教育機関に入学することを理由とする在留資格認定証明書の交付申請に当たって提出を求める資料及びその立証資料（別記第78-1号様式）を提出するよう案内し、併せて提出資料記載要領（別記第78-2号様式）に沿って記載するよう案内する。
- ② 留学告示に定められていない日本語教育機関に入学を予定する者等にとっての上陸申請における予見可能性を高める必要があるところ、そのための手段として、行政相談の結果を当事者である教育機関以外の者に知らせる機会もあることから、相談のあった日本語教育機関名義の「本件行政相談の結果に関して、当校への入学を予定し又は検討しているとする第三者から貴局等に照会があったときは、当該結果を回答して差し支えありません。」との旨の文書1通（別記第79号様式）の提出を求める。

オ 提出資料等の提出部数

提出資料及びその立証資料（以下「提出資料等」という。）の提出部数は5部（正本1部、副本4部）とし、日本語教育機関においても提出資料等の控え1部

を保管することを求める。なお、副本については複写提出を可とし、後日の提出も認める。

また、提出資料等の提出に当たっては、提出資料チェックリスト（別記第80号様式）及び立証資料チェックリスト（別記第81号様式）それぞれ1部の提出を求める。なお、事前相談を窓口で受け付ける場合であって、提出がないときは、相談受付窓口において記載を求めることを可とし、受付に当たっては、日本語教育機関が提出資料等を要領に沿って作成等したことを、相談受付窓口に訪れた担当者に対して確認する。

また、郵送で受け付ける場合であって、チェックリストの提出がないときには、チェックリストの提出を求めるとともに、日本語教育機関が提出資料等を要領に沿って作成等したことを、担当者に対して確認する。

なお、地方出入国在留管理局等が求めた場合等を除き、相談等の受付後の提出資料等の差替え等は、原則として改めて新しい相談があったものとして取り扱うので、その分回答が遅れる旨を伝える。

おって、事前相談も行政相談であるので、基本的には、各機関は提出資料を提出することなく、基準等を満たしていることを適宜の方法で説明すれば足りるが、提出資料等の提出がない場合は、通常の行政相談としてその範囲内で回答することとする。上記エの②の文書を提出しない日本語教育機関についても同様とする。

カ 提出資料等の形式的確認及び受付処理

（ア）窓口で受け付ける場合

地方出入国在留管理局等は、提出資料等が提出された場合には、その場において以下の点を確認する。

- ① 提出資料の提出漏れがないこと（提出資料チェックリストにより確認）。
- ② 提出資料の内容に記載漏れがないこと。
- ③ 立証資料が添付されていること（立証資料チェックリストにより確認）。
- ④ 提出資料等の内容に基準等に適合しないことが明白な事項（校地・校舎の要件、校舎面積、授業時数、定員、教員数等）が含まれていないこと。
- ⑤ 実地調査当日までに建物等の施設及び机・椅子等の設備等の要件を具備することが見込まれること。
- ⑥ その他、提出資料等の記入内容に不明な点、齟齬のある点がないこと。

上記の①から⑥までに掲げる事項のいずれをも満たす場合には、相談した日本語教育機関の名称、所在地、来訪した担当者の氏名と連絡先及び相談を受け

た部門と担当者の連絡先を明記した相談受付用紙（別記第82号様式）に受付年月日を記入（受付印による。）の上、日本語教育機関に対して同受付用紙を交付し、その写しを保管する。

なお、上記の①から⑥までに掲げる事項のいずれかを満たさない場合には、問題点等を指摘した上で、相当の期間（最長2週間程度）を定めて提出資料等の補正（資料の追加を含む。）を求める。併せて補正がなされない場合にはこの範囲で回答する旨通知する。

（イ）郵送で受け付ける場合

地方出入国在留管理局等は、郵送により提出資料等が提出された場合には、速やかに上記（ア）①から⑥までに掲げる事項を満たすか確認し、いずれも満たすことを確認した場合には、相談受付用紙を作成の上、本信を相談者宛に転送不要とした上で郵送し、写しを地方出入国在留管理局等で保管する。このほか、相談者から相談受付用紙未着に係る問合せがあった場合にも対応できるよう、返信用封筒及び簡易書留控えの写しも併せて保管する。

また、郵送による提出を希望する相談者から、相当日数経過しても提出資料等が到着しない場合には、当該相談者に対して、送付状況等の確認を行う。

なお、上記（ア）①から⑥までに掲げる事項のいずれかを満たさない場合は、上記（ア）なお書きと同様に対応する。

キ 受付件数等の報告

地方出入国在留管理局等は、4月末までに受け付けたものについては5月上旬までに、10月末までに受け付けたものについては11月上旬までに、相談を行った日本語教育機関の名称、所在地、設置者等を本庁に報告する（別記第83号様式）。

（2）提出資料等の確認

ア 基本方針

地方出入国在留管理局等は、実地調査前に上記（1）の力の（ア）から（ウ）まで及び（カ）に掲げる事項について再度確認を行うほか、基準等に規定する事項等について、調査表（別記第84号様式）に沿って提出資料等の確認を行い、基準等に適合しない可能性のある問題点等をあらかじめ把握する。

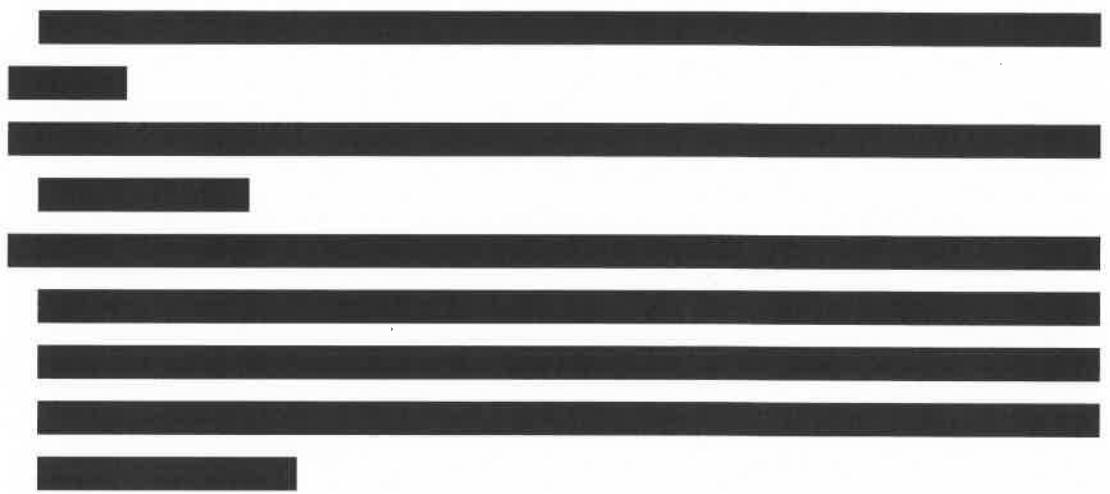
イ 留意事項

提出資料の確認については上記アに記載のとおり調査表に基づき確認していく必要があるところ、下記の点について特に留意し、必要に応じて立証資料を追加

で求めること。

(ア) 経済的基礎を有すること（3号イ）

本規定は自転車操業的な経営状況の機関を除外するために設けられた規定であるが、直近の事業年度において債務超過が確認された場合は、中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が、改善の見通し（一定期間以内に債務超過の状態でなくなることの見通しを含む。）について評価を行った書面（評価の根拠となる理由が記載されているものに限る。）を提出させ、同書面に特段の疑義がないことを確認する。



(イ) 校長について（10号イ）

同号に規定する「教育に関する業務」とは、例えば、教育機関の経営者や理事、専門学校の総務課長など教員以外の役職、日本語教育機関における学生管理・生活指導、幼稚園での勤務も認められるものとするが、教育委員会における経歴は含まない。

（注）「法律上の教育機関ではない保育園や学習塾など」は教育に関する業務とは認めないものとする。

(ウ) 教員について（13号イ、口）

「日本語教育機関の告示基準」策定以前において日本語教員養成課程等を履修し、同課程が「日本語教育の運営に関する基準」及び「日本語教育機関審査内規」に定める基準に適合している場合については、当該課程の履修証明書等を提出させることとし、同証明書等が提出されない場合にあっては、教員要件の確認が行えないものとする。

(3) 実地調査

ア 実地調査の方法

地方出入国在留管理局等は、調査表に基づき、(2)の提出資料等の確認によって把握した問題点とともに、数量的要件を中心に確認する。

実地調査は、2名以上の職員によって行い、事前に日本語教育機関に対して訪問日時を伝え、調査に当たっては、提出資料等の記入内容に関して詳細を承知している者の立会いを求め、室内立入り（及び写真撮影）の同意を得る（別記第85号様式）。

建物等の施設及び机・椅子等の設備等の要件を具備していない場合は、それらの全てが整備されるまで実地調査は行わないこととし、実地調査が行えない場合には、その範囲でしか相談の結果を回答できない旨伝達する。なお、実地調査は飽くまで相談者の便宜のために実施するものであるので、実地調査に応じるか否かは任意であり、相談結果の回答を取引材料として調査に応ずるよう圧力をかけたと受け取られるようなことはしてはならない。

イ 具体的確認事項

実地調査に当たっては、例えば以下のような点を確認する。

(ア) 校地・校舎の位置・環境及び面積等について

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]

(イ) 教育課程について

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]
- ④ [REDACTED]
- ⑤ [REDACTED]

(ウ) 教員及び職員等について

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
(才) 健康診断について

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]

(力) 留学生の募集について

- ① [REDACTED]
[REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]

(キ) 在籍管理について

- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]

ウ 実地調査における留意事項

- (ア) 実地調査における確認は、公平、客観的に行うとともに、調査によって知り得た内容について秘密を厳守する。
- (イ) 校舎の外観及び教室、教員室、事務室、図書室、保健室等の校舎内の施設について、調査当事者以外の者の確認を容易にするため、応対者の同意を得た上で（別記第85号様式）写真撮影により記録する。
- (ウ) 実地調査後、校長、教員等の資質及び教育内容の確認等その他の日本語教育という観点からの審査を実施するため、文部科学省及び文化庁によるヒアリングが実施される可能性がある旨説明する。なお、当該ヒアリングの詳細については文部科学省等から案内が行われる。

(4) 本庁への報告

ア 地方出入国在留管理局等は、上記（3）に定める実地調査終了後、調査表を記入するとともに、上記（3）イの事項について確認の結果、当該教育機関について留学告示をもって定めるに当たり、日本語教育機関の設備及び編制について基準等の数量的要件を満たしているか、外国人留学生の在籍管理が適正に行われるか等の観点から、留学告示をもって定めることが適當か否かについて地方出入国在留管理局長又は地方出入国在留管理局支局長の意見を付して本庁へ報告する。

イ 提出資料等の副本4部については、実地調査終了後、地方出入国在留管理局等における確認が終了し次第速やかに、本庁（在留管理課留学審査係。以下同様）宛て送付する。

ウ 文部科学省及び文化庁によるヒアリングの日程も勘案しつつ、4月末までに受け付けたものについては6月末までに、10月末までに受け付けたものについては12月末までに報告を行うものとする。

(5) 文部科学省及び文化庁への意見照会

ア 本庁は、地方出入国在留管理局等から報告を受けた場合には、地方出入国在留管理局等の確認した内容が十分なものか確認の上、文部科学省及び文化庁に対し、教育機関が留学告示をもって定めるに当たり、日本語の教育という観点から意見照会を行い、4月末までに受け付けた相談に係る案件については9月末までの、10月末までに受け付けた相談に係る案件については翌年3月末までの回答を求める。

イ なお、意見照会に当たっては、文部科学省及び文化庁に対して、提出資料等の副本3部を送付する。

(6) 告示等

ア 本庁は、文部科学省及び文化庁の意見を聴いた上で、4月末までに受け付けた相談に係る案件については10月末までを目途に、10月末までに受け付けた相談に係る案件については翌年4月末までを目途に、事前相談を行った日本語教育機関の基準等への適合性について問題があるか否かについて地方出入国在留管理局等に通知する。

イ 地方出入国在留管理局等は、基準等への適合性について問題がないとの通知を受けたときは、当該日本語教育機関に対して書面（別記第86号様式）で回答する。なお、郵送による場合には、転送不要とした上で郵送する。

ウ 地方出入国在留管理局等は、上記イの事前相談に対する回答を行った日本語教育機関のうち、基準等に適合しない点は認められない旨の通知を行ったものに入学することを理由とする外国人の留学に係る在留資格認定証明書交付申請があった場合には、当該教育機関を留学告示をもって定めることが適當か否かについて地方出入国在留管理局長又は地方出入国在留管理局支局長の意見を付して本庁に対して上申する。当該上申は、4月期生については1月中旬までに、10月期生については7月中旬までに行うものとする。

エ 本庁は、上記ウの上申があった場合、留学告示に係る手続を開始する。

才 なお、文部科学省及び文化庁から条件を付した上で留学告示相当等の意見がなされた場合には、日本語教育機関に対する取扱いにつき本庁から地方出入国在留管理局等に通知する。

力 地方出入国在留管理局等は、事前相談を行った日本語教育機関に関し、留学告示をもって定めることに問題がある旨の通知を受けたときは、日本語教育機関に対し、口頭（別記第87号様式）で回答する。

6 日本語教育機関の告示基準に係る変更内容の報告

（1）地方出入国在留管理局等は、留学告示別表第1に掲げる日本語教育機関から告示基準第1条第1項第42号に基づき変更内容の報告を受ける場合には、別記第88号様式に定める当該変更内容に応じた資料を、別記第89号様式の期間を目安に提出するよう求めることとする。この場合において、提出を受ける資料の様式等については、新規開設の際に求める資料及びその立証資料とする。

ア 提出資料部数

（ア）正本 1部

（イ）副本 下記のとおり

- ・ 設置者の変更①（注1）の場合 副本4部
- ・ 教育課程の変更の場合 副本3部
- ・ 教員・校長等の変更の場合 副本2部
- ・ 上記以外の変更の場合（注2） 副本1部

（注1）設置者の変更のうち、設置者の変更②（設置者が学校法人へ変更となる場合のうち、旧設置者と新設置者の設置代表者が同一人物の場合）及び設置者の変更③（設置代表者又は経営担当役員の変更の場合）を除く。

（注2）文部科学省への照会を要しないもの。

（2）当該変更の確認は、別記第90号様式の変更内容の確認に要する期間を考慮して実施し、報告等を行う。

（3）別記第90号様式に指定した変更事由以外については、変更内容に応じて「調査表」（別記第84号様式）に必要事項を記載し、変更内容の適否について意見を付した上で副本4部とともに本庁へ報告する。この場合、専修学校又は各種学校である日本語教育機関以外が新たな校地・校舎を取得した場合には、実地訪問を行った上で報告することが望ましい。

（4）地方出入国在留管理局等は、別記第90号様式に指定した変更事由の内容が基準等に適合していると判断したとき及びその他の事項について本庁から基準等への適

合性について問題がないとの通知を受けたときは、日本語教育機関に対してその旨を口頭で回答する。また、基準等への適合性について問題があるときは、日本語教育機関に対して改善すべき事項を口頭で回答する。

- (5) 日本語教育機関に対して基準等への適合性について問題がないと回答したものうち、当該変更により告示内容を変更する必要がある場合には、本庁は当該変更に係る手続を開始する。

7 日本語教育機関の告示基準（以下「告示基準」という。）に基づく各種報告について

(1) 退学した生徒に係る報告

ア 告示基準第1条第1項第38号に基づく日本語教育機関からの報告（別記第91号様式）については、事案発生月の1日現在における在籍者数、該当する生徒の国籍・地域、氏名、生年月日、性別、在留カード番号、当該日本語教育機関への入学時期及び卒業見込み時期、同月の出席率、前月の出席率、同人に対する指導状況等を記載させる。

イ 地方局等は、上記アにより提出された資料について、提出された翌月20日までに本庁へ送付する。

(2) 告示基準第1条第1項第39号に基づく報告を受けた場合の対応

ア [REDACTED]

イ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(3) 告示基準第1条第1項第44号に基づく報告を受けた場合の対応

ア [REDACTED]

(ア) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(イ) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(ウ) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(エ) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

イ [REDACTED]

(ア) [REDACTED]
[REDACTED]

(イ) [REDACTED]

[REDACTED]

(4) 告示基準第1条第1項第4・5号に基づく報告を受けた場合の対応

ア [REDACTED]

(ア) [REDACTED]

(イ) [REDACTED]

イ [REDACTED]
(ア) [REDACTED]
[REDACTED]
(イ) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
(ウ) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(5) 告示基準第1条第1項第46号に基づく報告を受けた場合の対応

ア [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
イ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
ウ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(6) 教育機関における各種報告の適正な実施のための取組

告示基準に基づく各種報告の実効性を確保するため、地方局等においては、報告期限が過ぎても報告がなされない教育機関に対しては、当該事実をもって留学告示から抹消することが適當と考えられる場合等、特段の事情のある場合を除き、原則として速やかに報告するよう指導を行う。

地方局等において、再三にわたり指導等を行っているにもかかわらず、なお適切に告示基準に基づく報告を行わない教育機関については、選定停止の上申及び留学告示からの抹消について検討するなどの対応を行う。

8 留学告示からの抹消に係る手順等（日本語教育機関からの申出又は日本語教育機関の閉鎖により抹消する場合に限る。それ以外の事由による抹消手続については、下記9参照。）

(1) 日本語教育機関からの申出による場合

ア 下記（ア）及び（イ）の内容が記載された同意書（別記第98号様式）を受領する。

（ア）留学告示別表第3の表への移行となること。

（イ）留学生受入れ事業を再開する場合には、新規開設に係る行政相談と同様の手続が必要となること。

イ 上記アによる日本語教育機関から提出された同意書を添付して本庁に上申する。

なお、留学告示抹消の上申に当たっては、当該教育機関における留学生の在籍状況等を確認すること。

(2) 日本語教育機関の閉鎖により抹消する場合

ア 日本語教育機関が閉鎖されたことが疑われる場合（上記（1）の申出による場合を除く。）は、当該日本語教育機関に対して実地調査を行う。

ア 日本語教育機関が閉鎖されたことが疑われる場合（上記（1）の申し出による場合を除く。）は、当該日本語教育機関に対して実地調査を行う。

イ 実地調査の結果、当該日本語教育機関が閉鎖されたことが確認された場合は、実地調査報告書を作成・添付の上、留学告示抹消の上申を行う。

9 日本語教育機関の留学告示からの抹消

(1) 総則

ア 本項の対象となる抹消日本語教育機関の告示基準第2条のいずれかに該当し、留学告示別表第1の1の表から日本語教育機関を抹消するものを対象とする（日

本語教育機関からの申出又は日本語教育機関の閉鎖により抹消する場合を除く。
以下同じ。)。

イ 抹消手続の概要

本項に定める留学告示から日本語教育機関を抹消する際の手続は、以下の流れで行う（括弧内は実施主体。）。

- (ア) 対象となる日本語教育機関への実地調査（地方局）
- (イ) 本庁への上申（地方局）
- (ウ) 聴聞手続の実施に係る判断（本庁）
- (エ) 聴聞の主宰者指名（本庁）
- (オ) 地方局における聴聞（本庁及び地方局）
- (カ) 聴聞調書及び聴聞報告書の作成・送付（地方局）
- (キ) 抹消に係る判断（本庁）
- (ク) 抹消に係る留学告示の官報掲載手續（本庁）
- (ケ) 地方局に対し抹消に係る通知書の送付（本庁）
- (コ) 不利益処分の名あて人への抹消に係る通知書の手交（地方局）

ウ 抹消の効果

- (ア) 告示基準第2条第1項各号のいずれかに該当するものとして留学告示別表第1の1の表から抹消された場合、当該抹消の日から5年を経過するまでの間、設置者（法人の場合にあっては、その代表者又は日本語教育機関の経営を担当する役員）は欠格事由に該当することとなり、別の日本語教育機関を設立するとして新たに告示を受けることはできない。
- (イ) 閉鎖以外の事由により、留学告示別表第1の1の表、別表第1の2の表若しくは別表第2から抹消され、又は出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（平成29年法務省告示第362号。以下「改正告示」という。）の施行前に改正告示による改正前の留学告示別表第1ないし第3から抹消された場合、当該抹消の日から3年を経過しない日本語教育機関（上記（1）に該当するものを除く。）の設置者（法人の場合にあっては、その代表者又は日本語教育機関の経営を担当する役員）は欠格事由に該当することとなり、別の日本語教育機関を設立するとして新たに告示を受けることはできない。

エ 行政手続法の概要

留学告示別表第1の1の表から日本語教育機関を抹消する行為は、「法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、その権利を制限する処分」であることから、行政手続法上の不利益処分に該当する（行政手続法第2条第1項第4号）。（注）とともに、同法第3条第1項に規定する適用除外の対象ともならない。

また、日本語教育機関を留学告示から抹消する行為は、許認可等を取り消す不利益処分に該当するところ、行政手続法上、許認可等を取り消す不利益処分をしようとするときには、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、意見陳述のための手続として「聴聞」を行うこととされている（行政手続法第13条第1項第1号）。

なお、行政庁は、不利益処分の決定をするときは、行政手続法上、聴聞の結果作成された調書及び報告書を十分に参照して行うこととされている（行政手続法第26条）。

（注）過去の判例では、日本語教育機関を留学告示の別表から削除する告示は、国民の権利、義務に具体的な変動・影響を及ぼすものであり、行政事件訴訟法第3条第2項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たると解するのが相当である旨判示されている（平成20年3月13日大阪高裁判決）。

（2）抹消に係る実地調査

ア 基本的な考え方

実地調査の基本的な考え方については、第11編第1章から第8章まで及び第9章第3節によるところ、留学告示抹消に係る実地調査を行うに当たっては、留学告示からの抹消という不利益処分を行うことになることから、違反事実に係る事実認定を確実に行う必要があり、行政指導を目的とした在籍管理状況等の確認に係る実地調査とは異なることを意識して、入念に基礎調査（対象となる教育機関に係る情報の収集・分析等）を行い、抹消事由に係る調査方法を検討すること。また、事案の規模に応じた調査人員を確保し、調査当日について万全の準備を期すこと。

イ 対象者等への事情聴取について

抹消事由に係る重要な事実について調査対象者等へ聴取を行う際は、聴聞当日における当事者からの反論に耐えられるよう供述調書を作成することを原則とするが（事情聴取の方法については第11編第6章第2参照。），当日の調査状況により供述調書を作成することが困難である場合は、違反事実に係る陳述書を提出

させることとして差し支えない（いずれの手法についても、やむを得ない事情が認められない限りは、原則当日中に行うこととする。）。

（3）抹消に係る上申

ア 基本的な考え方

（ア）抹消事由については、告示基準第2条に規定しているところ、その適用に当たっては、収集した証拠資料から、当該日本語教育機関が抹消事由に該当することを認定する必要があり、抹消事由に該当する行為の悪質性を勘案して、抹消の適否を判断する必要がある。

したがって、収集した証拠資料から、当該日本語教育機関が抹消事由に該当すると認められる場合は、当該事案の概要書及び報告又は資料の提出要求等により収集した証拠資料をもって、本庁へ上申する。

（イ）告示からの抹消に係る上申を行う際は、下記（5）の規定に基づき、あらかじめ行政手続法第13条第1項第1号に定める聴聞の手続を行う。

イ 留意事項

抹消事由に該当すると認定する場合は、以下の諸点に留意して、上申に係る意見を起案する。

（ア）どの資料からいかなる事実を認定したのかを、当該証拠資料を引用することにより明示する。

- ・ 証拠資料には番号を付し、意見の文末や段落末に（資料○）として引用すること。
- ・ 認定した事実は、「だれが、いつ、どこで、何を、どうした」の形で記載すること。

（イ）認定する事実が、告示基準に定める抹消事由のいずれに該当するのかを明確にする。

（ウ）構成を工夫し、少なくとも、「調査の経緯（事案の経緯）」、「事案の悪質性や重大性、それまでの活動状況、改善見込みなど諸般の事情を考慮し、留学生の受入れを引き続き認めておくことが適当でないと認められる場合であるか否かに係る意見」、「その他今後の措置方針や調査方針、背景事情等」については、それぞれ項目を分けて見出しを付けるなどする。

- ・ 調査の経緯は、時系列で取りまとめること。なお、箇条書きで差し支えない。
- ・ 事案の悪質性や重大性、それまでの活動状況、改善見込みなど諸般の事情

を考慮し、留学生の受入れを引き続き認めておくことが適当でないと認められる場合であるか否かに係る意見は、抹消事由ごとに項目や段落を分けること。

- 抹消事由への該当事実が抹消を行う程度に悪質なものであるか否かの判断に直接影響しない背景事情等は、当該判断に影響する事情と区別し、取りまとめて簡潔に記載すること。上記判断に影響する個別事情は取りまとめて記載すること。

(4) 措置が決定されるまでの在留諸申請に係る取扱い

留学告示からの抹消に係る措置が決定されるまでの間に、抹消の対象となる日本語教育機関から在留資格認定証明書交付申請が行われた場合であって、違反事実に疑いがない場合は、在留資格該当性に疑義があるものとして、当該申請について不交付処分とするが、違反事実に争いがある場合等については、当該申請を保留する。

また、引き続き当該日本語教育機関に在籍するとして在留期間更新許可申請がなされた場合は、留学生への人権侵害行為が疑われるなど、引き続き当該日本語教育機関に在籍させることが適当でないと認められる場合等を除き、原則、当該申請については許可処分とする。

(5) 聴聞手続

ア 管轄及び事務処理体制

(ア) 管轄

日本語教育機関の留学告示からの抹消に係る聴聞に関する事務は、処分対象者の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（成田空港支局、羽田空港支局、中部空港支局及び関西空港支局を除く。）（以下「地方出入国在留管理局等」という。）において行う。

ただし、必要があると認めるときは、地方出入国在留管理局等の長はその職員に、管轄区域外に所在する処分対象者について、当該事務を行わせることができる。

(イ) 事務処理体制

- 日本語教育機関を留学告示から抹消する行為は、留学告示の改正をもって行われるところ、当該告示の改正を行う行政庁である法務大臣（本庁が事務を担当）は、下記イ（イ）の聴聞期日の通知を行う前に、主宰者指名書（別記第99号様式）により、行政手続法第19条第1項の規定に基づき当該聴聞の主宰者の指名を行う。

- b 上記aの主宰者の指名は、行政手続法第19条第2項各号に規定する除斥事由が認められる場合その他の特段の事情がある場合を除き、地方出入国在留管理局等の在留資格「留学」に係る入国・在留審査を所掌する部門の首席審査官を指名する。
- c 本庁から指名を受けた主宰者が所属する地方出入国在留管理局等の長は、自庁の職員の中から、主宰者を補佐する職員を指名することができる。主宰者は、主宰者を補佐する職員に、聴聞手続に係る補助的な業務を行わせることができる。
- d 地方出入国在留管理局等の長は、行政手続法第19条第2項各号に規定する除斥事由に該当する者を、主宰者を補佐する職員に指名してはならない。

イ 聽聞の準備

(ア) 聽聞期日の決定

a 聽聞の期日

(a) 主宰者は、聴聞を行うに当たっては、あらかじめ聴聞の当事者（以下「当事者」という。）等のスケジュール等を勘案し、期日の調整を行う。ただし、当局からの連絡に対し、相当の期間が経過したにもかかわらず、何ら応答がない場合には、主宰者の職権で期日を設定する。

(b) 聆聞の期日は、1期日につきおおむね90分を目安とする。

b 聆聞の場所

主宰者は、行政手続法第20条第6項の規定に基づき、聴聞における審理を公開する場合（下記（ク）参照）を除いて、原則として非公開であることに留意し、聴聞の場所を定めなければならない。

(イ) 聆聞期日の通知

a 主宰者は、当事者に対し、行政手続法第15条の規定に基づき、①予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項、②不利益処分の原因となる事実、③聴聞の期日及び場所、④聴聞に関する事務を担当する部署を記載した聴聞通知書（別記第100号様式）を送付することで、聴聞期日の通知を行う。

なお、聴聞期日の設定に当たっては、通知日から14日以後の日としなければならない。

b 聆聞通知書の送付は、不利益処分の名あて人となるべき者に対して確実に通知するため、原則として書留等（特殊扱いとされる郵便のうち、郵便の配

達又は交付を記録する郵便（書留、配達証明、内容証明、本人限定受取等をいう。）以下同じ。))により送付する。

また、聴聞参加許可申請書（別記101号様式）、代理人資格証明書（当事者）（別記第104号様式）、代理人資格喪失届（当事者）（別記第105号様式）、代理人資格証明書（参加人）（別記第106号様式）、代理人資格喪失届（参加人）（別記第107号様式）、補佐人出頭許可申請書（別記第108号様式）、聴聞期日変更申出書（別記第111号様式）、文書等閲覧申請書（別記第113号様式）、聴聞調書等閲覧申請書（別記第120号様式）も併せて送付する。

c 主宰者は、当該聴聞の当事者の所在が判明しない場合においては、行政手続法第15条第3項の規定に基づき、聴聞通知書（別記第100号様式）による通知に代えて、①聴聞の当事者の氏名、②聴聞の期日及び場所、③聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地、④聴聞通知書をいつでも当事者に交付する旨を記載した書面を担当地方出入国在留管理局等の事務所の掲示板に掲示することによって通知することができる。この場合、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなすことができる。

（ウ）関係人の参加の許可

a 主宰者は、当事者以外の者であって、不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（以下「関係人」という。）から、行政手続法第17条第1項の規定に基づき、聴聞への参加の許可の求めがあった場合には、聴聞の期日の7日前までに、①関係人の氏名及び住所、②当事者の不利益処分につき利害関係を有すること等を記載した聴聞参加許可申請書（別記第101号様式）を提出させる。

b 主宰者は、真に利害関係を有し、又は事実関係の評価（意見）において必要と認められる範囲で、関係人の参加を許可するものとする。

c 主宰者は、関係人の参加の許否を決定した場合は、当該関係人に対し、速やかに、参加の許否に係る結果について聴聞参加許可通知書（別記第102号様式）又は聴聞参加不許可通知書（別記第103号様式）をもって通知する。

（エ）代理人の選任

a 主宰者は、行政手続法第16条第1項の規定に基づき、当事者から、当該

聴聞に係る代理人の選任に係る申出があった場合には、代理人資格証明書（当事者）（別記第104号様式）等を提出させる。

- b 主宰者は、行政手続法第16条第4項の規定に基づき、当事者の代理人がその資格を失った場合には、代理人資格喪失届（当事者）（別記第105号様式）を提出させる。
- c 主宰者は、行政手続法第17条第2項の規定に基づき、上記（ウ）により聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）から、当該聴聞に係る代理人の選任に係る申出があった場合には、代理人資格証明書（参加人）（別記第106号様式）等を提出させる。
- d 主宰者は、行政手続法第17条第3項の規定に基づき、参加人の代理人がその資格を失った場合には、代理人資格喪失届（参加人）（別記第107号様式）を提出させる。

（オ）補佐人の出頭の許可

- a 主宰者は、行政手続法第20条第3項の規定に基づき、聴聞の当事者又は参加人から、補佐人の出頭の許可の求めがあった場合には、聴聞の期日の7日前までに、①補佐人の氏名及び住所、②当事者又は参加人との関係及び補佐する事項等を記載した補佐人出頭許可申請書（別記第108号様式）を提出させる。
- b 主宰者は、当事者又は参加人の防御権の適正な行使に必要又は聴聞の審理の円滑な進行の上で必要と認められる範囲で、補佐人の出頭を許可するものとする。
- c 主宰者は、補佐人の出頭の許否を決定した場合は、当該当事者又は参加人に対し、速やかに、出頭の許否に係る結果について補佐人出頭許可通知書（別記第109号様式）又は補佐人出頭不許可通知書（別記第110号様式）をもって通知する。

（カ）聴聞期日の変更

- a 主宰者は、上記（イ）の聴聞期日の通知をした場合において、当事者の申出又は職権により聴聞の期日を変更できる。
- b 当事者が聴聞期日の変更を申し出る場合には、聴聞期日の7日前（ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。）までに、聴聞期日変更申出書（別記第111号様式）を主宰者に提出させる。
- c 主宰者は、職権により聴聞期日の変更を行う場合にあっては、以下の事項

に留意するものとする。

(a) 職権により聴聞の期日を変更する場合においては、当事者の防御権を考慮する必要から、相当の期間をおくこと。

(b) 当事者以外の者は、期日変更の申出が認められていないこと。

d 主宰者は、聴聞期日の変更をする場合は、当該聴聞の当事者及び参加人（聴聞期日の変更通知を行うまでの間に行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に対し、聴聞期日変更通知書（別記第112号様式）を送付する。

(キ) 文書閲覧の許可

a 主宰者は、当事者及び参加人から、聴聞の通知があったときから聴聞が終結するまでの間において、行政手続法第18条第1項の規定に基づき、当該事案に対して行った調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧の求めがあった場合には、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目等を記載した文書等閲覧申請書（別記第113号様式）を提出させる（聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合に、口頭で資料の閲覧の求めがあった場合を除く。）。

b 主宰者は、文書等閲覧申請書の提出があった場合は、当該申請が行政手続法第18条第1項に規定する「第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるとき」に該当するか調査した上で、閲覧の適否について意見を付して、本庁へ照会する。

c 本庁から文書閲覧の許否について回答があった場合は、主宰者は、当該当事者又は参加人に対し、閲覧に係る日時及び場所を指定した文書等閲覧許可通知書（別記第114号様式）又は文書等閲覧不許可通知書（別記第115号様式）を送付する。

なお、日時及び場所の指定に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

(a) 聽聞の期日における当事者等の防御権の行使の準備を妨げることのないよう、十分な時間的余裕をもって指定すること。

(b) 資料の閲覧場所は、聴聞が原則非公開であることに配慮して指定すること。

d 主宰者は、本庁の職員と調整の上、聴聞の期日における資料の閲覧請求があった場合に備えて、あらかじめ、当該不利益処分の原因となる事実を証す

る資料の範囲及び公開・非公開について定めておかなければならない。

e なお、文書閲覧の許可を受けたものに対する資料の写しの交付は認めない。

(ク) 審理公開の通知

a 主宰者は、行政手続法第20条第6項の規定に基づき、聴聞の期日における審理を公開すべき場合は、聴聞の期日及び場所を記載した書面を地方出入国在留管理局等の事務所の掲示場に掲示することによって、公示する。

b 主宰者は、当該聴聞の当事者及び参加人（その時までに行政手続法第17条第1項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。）に対し、審理公開通知書（別記第116号様式）を送付する。

(ケ) 陳述書・証拠書類等の提出

a 主宰者は、行政手続法第21条第1項の規定に基づき、当該聴聞の当事者及び参加人から、聴聞の期日への出頭に代えて、陳述書・証拠書類等が提出された場合は、必要な事項が記載されていることを確認し、必要に応じて、提出者に対し補正を求める。

b 主宰者は、提出された陳述書・証拠書類を提出者ごとに、「甲第○号証」、「乙第○号証」というように整理番号を付すとともに目録を作成する。

ウ 聽聞の期日における審理

(ア) 主宰者の権限及び責務

a 主宰者は、聴聞が円滑に行われるよう努めなければならない。

b 主宰者は、聴聞の期日において、聴聞に出頭した者に対し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

c 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しない場合であっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

d 主宰者は、聴聞の円滑な実施に支障が生じる具体的なおそれを認めた場合は、当事者及び参加人その他の発言を制限し、退室を求めその他必要な措置をとることができる。

(イ) 手続の非公開

上記イの（ク）のとおり、聴聞の期日の審理を公開するとした場合を除いて、聴聞の期日における審理は非公開とする。

(ウ) 出席者の確認

a 人定事項の確認

主宰者は、聴聞に先立ち、以下の点に留意しつつ、運転免許証などの公的身分証明書を確認するなど出席者の人定事項を確認しなければならない。

なお、聴聞の期日に出席する行政庁の職員は、原則として、本庁の課長補佐以上の職員とするが、必要に応じて担当職員も出席することに留意する。

- (a) 聽聞当事者本人であること
- (b) 同席する代理人が、委任状に記載されている代理権を有する者であること
- (c) その他の者が出頭する場合には、出頭が許可された者本人であること

b 欠席者がいる場合の取扱い

主宰者は、聴聞に先立ち、聴聞の当事者又は出頭を許可された者の中に欠席する者がいることが判明した場合には、以下のように措置する。

- (a) 出頭すべき者の一部が欠席した場合（当事者が複数の場合であって、当該当事者のうち一人が欠席した場合を含む。）

主宰者は、行政手続法第20条第5項に基づき当該欠席者が不在のまま聴聞を行うことができる。ただし、この場合、主宰者は欠席した正当な理由の有無を踏まえ、同法第22条第1項に基づき聴聞を続行させるか、同法第23条の規定に基づき聴聞を終結させるかを判断する。

- (b) 出頭すべき当事者又は参加人が全員欠席した場合

主宰者は、予定していた聴聞を行うことなく、欠席した正当な理由の有無を踏まえ、行政手続法第22条第1項に基づき聴聞を続行させるか、同法第23条の規定に基づき聴聞を終結させるかを判断する。

(エ) 冒頭の手続

a 入室の順序

主宰者は、聴聞を行うに当たり、まず聴聞の当事者、参加人、これらの者の代理人、補佐人及び行政庁の職員を先に入室させ、全員が入室したことを見認めた上、入室する。

b 配席

行政庁の職員は、聴聞の当事者及び参加人と相対するよう配席する。

c 聽聞の開始

聴聞は、主宰者による開始の宣言によって始まる。

d 当事者の人定事項の確認及び当事者等に対する告知

- (a) 人定事項の確認

主宰者は、自己の職名、氏名及び自己が主宰者であることを明らかにした後、出席者（当事者、参加人、これらの者の代理人、補佐人、行政庁の職員）について、以下の事項の確認を行う。ただし、主宰者の聴聞の開始の宣言に先立ちこれらの措置をとった場合は、この限りでない。

- ・ 出席した当事者、参加人、これらの者の代理人、補佐人の氏名、生年月日
- ・ 出席した行政庁の職員の氏名及び職名

(b) 当事者等に対する告知

主宰者は、出席者に対し、自由な発問の保障の観点から、当該手続の状況を録音又は録画することは一切認めない旨、あらかじめ告知する。

なお、当事者等において特に録音等を行っていると疑われる具体的言動が認められた場合、注意、制止等必要な措置をとる。

(才) 出席者への説明

主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、以下の事項を、聴聞の期日に出頭した者に対して説明させなければならない。

- a 予定される不利益処分の内容
- b 予定される不利益処分の根拠となる法令の条項
- c 予定される不利益処分の原因となる事実

(カ) 陳述書・証拠書類等の目録の読み上げ等

- a 主宰者は、当事者又は参加人から聴聞の期日への出頭に代えて聴聞の期日までに提出されている陳述書及び証拠書類等の目録を読み上げる。
- b 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者からの求めに応じて、聴聞の期日に出頭した者に対し、陳述書及び証拠書類等を示すことができる。当該提示は、陳述書及び証拠書類等の写しを提示する方法又は口頭でこれを読み上げる方法で行う。

(キ) 当事者及び参加人等の意見陳述

主宰者は、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人等に対し、上記(才)aからcまでについて意見を述べさせる。

(ク) 主宰者の質問等

主宰者は、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人等に対し、必要に応じて質問を発し、意見の陳述又は証拠書類等の提出を促し、不利益処分の原因となる事実を確認する。

(ケ) 行政庁の職員の説明

主宰者は、聴聞の期日に出席する行政庁の職員に対し、必要に応じて質問を発し（当事者又は参加人が主宰者の許可を得て質問を発する場合を含む。）、不利益処分の原因となる事実を確認する。

(コ) 期日における資料の閲覧請求

主宰者は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の求めがあった場合に、当該審理において閲覧させることができないとき（行政手続法第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。

(サ) 期日における審理の終了等

主宰者は、聴聞の期日における審理を終了する場合は、その旨を聴聞の出席者に告げて終了する。この際、聴聞の期日における審理の結果を踏まえ、原則としてその場で聴聞の終結又は続行の告知を行うこととし、聴聞調書（別記第1-1.7号様式）及び聴聞報告書（別記第1-1.8号様式）の閲覧を求めるができる旨を告知する。

エ 聽聞の続行

(ア) 続行の判断

主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定め、聴聞を続行することができる。

なお、以下に該当する場合は、聴聞を続行しなければならない。

- a 聽聞の期日に行政手続法第18条第1項の規定による文書等閲覧申請があった場合において、これを聴聞の期日より後に閲覧させることとした場合
- b 当事者が聴聞の期日に出頭しなかったことに正当な理由がある場合
- c 当事者に対して意見陳述の機会が十分に与えられていない場合

(イ) 続行期日の指定

- a 主宰者は、聴聞の審理の席上において次回の期日及び場所の告知を口頭で行う場合を除き、当該聴聞の当事者及び参加人に対し、聴聞続行・再開通知書（別記第1-1.9号様式）を原則として書留等により送付し、次回の期日及び場所を通知する。
- b 続行期日についても、当事者の申出又は職権により、主宰者がこれを変更することができる。この場合、上記イの（カ）「聴聞期日の変更」の手続を準用する。

才 聽聞の終結

主宰者は、以下の事項に該当する場合は、聽聞を終結することができる。

(ア) 審理が十分に尽くされたと判断した場合

(イ) 審理が十分に尽くされたと判断しない場合であって、以下のいずれかに該当する場合

a 当事者の全部又は一部が正当な理由なく期日に出頭せず、かつ陳述書及び証拠書類等を提出しない場合

b 当事者の全部が期日に出頭したもの、参加人の全部又は一部が正当な理由なく出頭しない場合

c 当事者の全部又は一部が期日に出頭せず（上記aを除く。）、かつ陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聽聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないため、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求めたが、当該期限が到来した場合

力 聽聞調書及び聽聞報告書の作成・送付・閲覧

(ア) 聽聞調書の作成・送付

a 主宰者は、聽聞の期日における審理が終了した後（聽聞の期日に審理が行われなかった場合を含む。）、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにすることに留意して、速やかに聽聞調書（別記第117号様式）を作成しなければならない。

b 主宰者は、聽聞調書を作成したときは、日付を記入した上、署名・押印しなければならない。

c 主宰者は、聽聞調書を作成したときは、速やかにこれを本庁宛てに送付する。

(イ) 聴聞報告書の作成・送付

a 主宰者は、聽聞の終結後速やかに、当該審理における不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の主張に理由があるかどうかについての意見及びその理由を記載した聽聞報告書（別記第118号様式）を作成する。

b 主宰者は、聽聞報告書を作成したときは、日付を記入した上、署名・押印しなければならない。

c 主宰者は、聽聞報告書を作成したときは、速やかにこれを本庁宛てに送付する。

(ウ) 聽聞調書及び聽聞報告書の閲覧

- a 主宰者は、行政手続法第24条第4項の規定に基づき、当事者及び参加人から、聴聞調書及び聴聞報告書の閲覧の求めがあった場合には、その氏名、住所及び閲覧をしようとする資料の標目等を記載した聴聞調書等閲覧申請書（別記第120号様式）を提出させる。
- b 主宰者は、当該申請が形式上の要件に適合することを確認した上、閲覧を認める。
- c 閲覧を許可する旨の決定をした場合は、主宰者は、当該当事者又は参加人に対し、閲覧に係る日時及び場所等を指定した聴聞調書等閲覧許可通知書（別記第121号様式）を送付する。

なお、指定に当たっては、以下の事項に留意する。

- (a) 聽聞の終結前にあっては、聴聞の期日における当事者等の防御権の行使の準備を妨げることのないよう、次回期日までの時間的余裕を十分にもって閲覧に係る日時を指定すること。

閲覧の日時を聴聞の期日後に指定せざるを得ない場合は、閲覧の日時を指定した上で、併せて職権により当該聴聞の期日の変更をすること。

- (b) 閲覧場所は、聴聞が原則非公開であることに配慮して指定すること。

(6) 処分の通知を行う場合の取扱い

ア 抹消に係る告示を行う場合

(ア) 地方出入国在留管理局等への連絡

抹消に係る告示は官報への掲載をもって行われることから、本庁は、あらかじめ、聴聞手続を行った地方出入国在留管理局等に対し、当該掲載日を連絡するとともに、抹消に係る通知書（別記第122号様式）を送付する。

(イ) 名あて人への通知

聴聞手続を行った地方出入国在留管理局等は、抹消に係る告示（不利益処分）について、不利益処分の名あて人の出頭を求めた上で、上記（ア）の通知書を手交することにより通知する。

(ウ) 在留資格認定証明書の取扱い

留学告示抹消に係る通知を行った時点で、既に当該機関を受入先として在留資格認定証明書が交付されており、当該申請人が未だ入国していない場合、日本語教育機関を通じて、当該証明書を直ちに地方局に返納させるとともに、その交付処分を取り消す。

(エ) 在籍者に係る取扱い

留学告示抹消の通知を行う日本語教育機関に現に留学生が在籍している場合は、転校等の指導を行うこと。なお、抹消に係る告示の官報掲載までに転校等の手続が進まない場合にあっては、在籍者に係る対応方針について本庁と協議すること。

イ 抹消に係る告示を行わない場合

(ア) 地方出入国在留管理局等への連絡

聴聞手続を行った結果、抹消に係る告示を行わないこととした場合は、その旨を、本庁から、聴聞手続を行った地方出入国在留管理局等に連絡する。

(イ) 聽聞の当事者等への連絡

聴聞手続を行った地方出入国在留管理局等は、抹消に係る告示を行わない旨を聴聞の当事者及び参加人に対し、適宜の方法で連絡する。

(7) その他

個々の案件の事情により、上記の手続によることが適切でないと認めるときは、本庁に相談すること。

10 準看護師養成学校等への外国人の受け入れ

(1) 高等学校の衛生看護科又は看護高等専修学校、看護専門学校等の准看護師課程（以下「准看護師養成学校」という。）への入学を希望する外国人の取扱い

ア 入国事前審査、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請の審査

次に掲げる条件を満たす場合に限り、「留学」の在留資格として許可等を行うことができる。

(ア) 申請に係る外国人が全日制の准看護師養成学校への入学を希望するものであること。

(注1) 高等学校の衛生看護科を除く准看護師養成学校（特に医師会が設立したもの）の課程は、一般に「昼間定時制」ともいわれ、通常午後4時間程度授業（カリキュラム上の実習を含む。）を行い、その他の時間（午前及び夕方以降）は1日8時間程度医療機関においてカリキュラム外の実習と称して稼働させるものが一般的で、「留学」の在留資格には該当しない。

(注2) 高等学校の衛生看護科以外の全日制の課程としては、国公立の准看護師養成学校が存在していることが確認されているほか、これら以外にも全日制の准看護師養成学校が存在する可能性があるところ、その実態は判然としていないので、高等学校の全日制の衛生看護科以外の全日制の

課程への受入れを希望するものについては、下記（イ）による実態調査を実施する。

（イ）受入れ機関等に係る実態調査を行った上で、医療機関での稼働を前提とするものではないと認められるものであること。

（注） [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

（ウ）学歴、経歴等の調査の結果、我が国の准看護師養成学校において真に勉学を行うことを目的としていることが確実と認められるものであること。

イ 準看護師養成学校への進学を予定して、日本語教育機関に入学を希望する外国人からの在留資格認定証明書交付申請

進学予定先が全日制以外の准看護師養成学校である場合には、上記ア（ア）（注1）のとおり、日本語修得後の当該進学に係る活動は「留学」の在留資格に該当せず、したがって、進学に伴う在留期間の更新が認められる可能性がないので、かかる外国人からの在留資格認定証明書交付申請に対しては不交付とする。また、進学予定先を「医療関係の学校」とのみ陳述している場合は、上記ア（イ）及び（ウ）に準じ、具体的な学校等の名称を明らかにさせる等入国目的の把握に努め、全日制の准看護師養成学校への進学を目的としていることが明らかな場合のみ在留資格認定証明書を交付する。

（注）上記ア（イ）（注）参照

（2）看護専門学校等の看護師課程（以下「看護師養成学校」という。）への入学を希望する外国人の入国事前審査、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請の審査の取扱い

次に掲げる条件を満たす場合に限り、「留学」の在留資格として許可等を行う。

ア 看護師養成学校について

（ア）全日制の課程（注）に入学を許可したものであること。

（注）看護師養成学校は、全日制の課程が多いが、一部に昼間又は夜間の定期制の課程があるので注意すること。

（イ）学費を含む生活費の支弁方法が病院関係者の奨学金による場合は、免許取得後、特定病院での勤務をあらかじめ義務付けるような形態でないこと。

(ウ) 当該看護師養成学校に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の職員が置かれていること。

(エ) 当該看護師養成学校に受け入れられる学生の数がその指導の及ぶ範囲を超えるものではないこと。

(注) 厚生労働省の「看護師等養成所の運営に関する指導要領」では、「看護師等養成所（保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所）で受入れる留学生の人数は、教育指導や実習受入れの観点から、養成所の各学年定員の10%以内であること」と規定されており、外国人留学生の数がこの枠を超えているときは、原則として交付又は許可しないこととする。

イ 申請に係る外国人について

学歴、経歴等の調査の結果、我が国の看護師養成学校において真に勉学を行うことを目的としていることが確実と認められること。

11 留学生の家族の取扱い

(1) 在留資格該当性及び基準適合性

入管法上、「留学」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動については、「家族滞在」の在留資格に該当することとなっているが、留学に係る上陸基準省令第1号ハに該当する者の扶養を受けて在留することは、基準省令に適合しないこととなっている。

(2) 審査上の留意点

ア 留学生は、資格外活動許可を受けている場合を除き、就労することができないことから、留学生の家族に係る審査においては、扶養者の扶養能力について十分審査することが必要である。

イ [REDACTED]

[REDACTED]

(注) [REDACTED]

(3) 資格外活動許可

第10編第2章第2節第2の4のとおり

12 大学等を卒業した留学生が卒業後就職活動を行う場合における「特定活動」への在留資格変更許可等の取扱い

(1) 取扱いの概要

大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同校を卒業した留学生が、同教育機関を卒業後、就職活動を行っており、かつ、当該教育機関による推薦がある場合には、「特定活動」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長1年間（下記（8）に該当する場合は、更に1年間）滞在することを可能とするとともに、資格外活動許可申請に基づき、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与える。

(2) 対象

次のいずれかに該当する者

ア 在留資格「留学」をもって在留する本邦の学校教育法上の大学（短期大学及び大学院を含む。以下同じ。）を卒業した外国人（ただし、在留資格「留学」の取得時から別科生、聴講生、科目等履修生及び研究生として在籍していた場合は含まず、本邦の大学の本科を卒業後、大学院への進学を目的とした研究生として在籍していた場合は含む。）であって、かつ、卒業前から引き続き行っている就職活動（本邦の大学の本科を卒業後、大学院への進学を目的とした研究生として在籍していた場合は、研究生の時点から引き続き行っているものであること。）を継続すること（以下「継続就職活動」という。）を目的として本邦への在留を希望する者（以下「継続就職活動大学生等」という。）

（注）学校教育法上の高等専門学校を卒業した外国人についても、大学を卒業した外国人と同様に取り扱うものとする。また、標準修業年限まで大学院に在籍し、博士課程の修了に必要な単位を取得している旨の大学の証明がある（いわゆる単位取得退学）外国人については、大学の博士課程を卒業しているものに準じて取り扱うものとする。

イ 在留資格「留学」をもって在留する本邦の学校教育法上の専修学校専門課程において、専門士の称号を取得し、同課程を卒業した外国人であって、かつ、継続就職活動をすることを目的として本邦への在留を希望する者のうち、当該専門課程における修得内容が「技術・人文知識・国際業務」等の就労に係るいずれかの在留資格（専門士の称号を取得し同課程を卒業した者では、第12編に定める要件（以下この項において「基準等」という。）を満たすことのできない在留資格を除く。）に該当する活動と関連があると認められるもの（以下「継続就職活動専

門学校生」という。)

(注) 継続就職活動専門学校生に係る在留資格変更許可申請の審査に当たっては、「専門課程における修得内容が「技術・人文知識・国際業務」等の就労に係るいずれかの在留資格（専門士の称号を取得し同課程を卒業した者では基準等を満たすことのできない在留資格を除く。）」の基準を満たすことを要することから、在留資格の変更の許否に当たっては、就労審査担当部門に合議すること。

なお、「専門士の称号を取得し同課程を卒業した者では基準等を満たすことのできない在留資格」とは、「技能」の在留資格のように実務経験を必要とする在留資格、「芸術」のように相当程度の業績があることを前提に資格該当性があると認められる在留資格等をいい、申請する者の外国における学歴、実務経験については、専門学校に通っていたことに依拠して就職活動を行うことを希望するものとは認められないことから、審査において考慮する必要はない。

(3) 立証資料

継続就職活動を行おうとする外国人（以下「継続就職活動者」という。）に係る在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の際に提出を求める立証資料については次のとおりとする。ただし、在留期間更新許可申請の際には、次のア（イ）並びにイ（イ）、（ウ）及び（カ）の資料の提出を要しない。

ア 継続就職活動大学生等

（ア）在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書

（イ）直前まで在籍していた大学の卒業（又は修了）証書又は卒業（又は修了）証明書

（注）本邦の大学の本科を卒業後、大学院への進学を目的とした研究生として大学に在籍していた場合、本邦の大学の卒業（又は修了）証書又は卒業（又は修了）証明書及び研究成果報告書等の研究生として適当な活動を行っていたことを証する文書の提出を要する。

（ウ）直前まで在籍していた大学による継続就職活動についての推薦状

（カ）継続就職活動を行っていることを明らかにする資料

イ 継続就職活動専門学校生

(ア) 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書

(イ) 直前まで在籍していた専修学校の発行する専門士の称号を有することの証明書

(ウ) 直前まで在籍していた専修学校の卒業証書又は卒業証明書及び成績証明書

(エ) 直前まで在籍していた専修学校による継続就職活動についての推薦状

(オ) 継続就職活動を行っていることを明らかにする資料

(カ) 専門課程における修得内容の詳細を明らかにする資料

(注1) 上記(1)でいう「就職活動を行っており、かつ、当該教育機関による推薦がある」ことについては、上記(3)ア(ウ)又はイ(エ)の推薦状(第3章様式(参考))の提出をもって、これに該当するものとして取り扱う。

なお、継続就職活動者から推薦状が提出されない場合において、以下の点が確認できるときは、推薦状の提出があった者と同様に審査の対象として差し支えない。

① 継続就職活動者から推薦状が提出できることについての理由書(推薦状の発行を教育機関に依頼した経緯及び発行が得られなかつた理由が具体的に説明されているもの。様式は任意。)を提出させ、教育機関が推薦状を発行しない原因が継続就職活動者にないと認められること(理由書の記載内容に疑義等がある場合は必要に応じて教育機関に確認を行うこと。)。

② 成績証明書や当庁が保有する情報等を踏まえ、就労資格等に変更することが相当ではないと認められる者ではないこと。

また、上記(3)ア(エ)及びイ(オ)については、継続就職活動者が就職活動を継続して行っていることに疑義がある場合、就職活動に関する具体的な資料(訪問(予定)先企業名及び訪問(予定)日又は試験(予定)日の記載された文書)の提出を求めることとする。

(注2)「特定活動」への在留資格変更後から6か月経過後における申請人の就職活動状況を踏まえた大学等の推薦を確認する必要があること、また、卒業後1年間に渡る就職活動について大学による継続した確認・把握が期待されることなどから、在留期間更新許可申請の際にも推薦状の提出を求め

ることとしている。

(4) 在留資格及び在留期間

継続就職活動者から在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請があった場合で、卒業した教育機関の推薦があり、卒業前から就職活動を行っていることが確認され、在留状況に問題がない等許可することが相当であるときは、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。ただし、継続就職活動専門学校生については、上記に加え、当該専門課程における修得内容が「技術・人文知識・国際業務」等の就労に係るいずれかの在留資格（専門士の称号を取得し同課程を卒業した者では基準等を満たすことのできない在留資格を除く。）に該当する活動と関連があると認められる場合に限る。

ア 在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ 在留期間

原則として、「6月」とする。

なお、継続就職活動者の在留期間更新許可申請があった場合については、卒業から1年未満であることを確認し、資格外活動等在留状況に問題のない場合は1回の更新を認めるものとする。この場合、在留期間は残余の期間に応じて月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「6月」、「5月」又は「4月」のいずれかを決定する。

（注1）卒業から3月以上経過してからの在留資格変更許可申請については、入管法第22条の4第1項第6号に該当すると考えられるところ、この場合において取り消さないとの判断をし、「特定活動」への変更を許可する場合には、上記の継続就職活動者の在留期間更新許可の規定と同様とする。

（注2）継続就職活動者が大学又は専修学校を卒業する前に現に有する在留期間が満了する場合の取扱い

在留資格「留学」に係る在留期間更新許可申請があった場合において、許可処分を行う場合は、卒業後に継続して就職活動を行う際には在留資格変更許可申請が必要であること及び卒業後3月を超えると在留資格の取消しを行う可能性がある旨を伝える。

（注3）留学生が大学又は専修学校を卒業する前に就職先が決定したとして就労

を目的とする在留資格変更許可申請を行い又は就職先が内定した者の採用までの間の在留を目的とする「特定活動」への在留資格変更許可申請を行い、卒業後に当該申請が許可されないこととなった場合の取扱い

出国準備を目的とする「特定活動」の在留資格に直ちに変更させるのではなく、卒業後1年未満であって、申請人がその後も継続して就職活動を希望する場合は、申請人から申請内容変更申出書及び上記（3）において規定する立証資料を求め、さらに就職活動を行うことが確認され、その他在留状況に問題がない等許可することが相当であるときには、継続就職活動を目的とする「特定活動」への変更を許可するものとする。

（注4）継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格で在留する者が、就職先が決定したとして就労を目的とする在留資格変更許可申請を行い又は就職先が内定した者の採用までの間の在留を目的とする「特定活動」への在留資格変更許可申請を行い、在留期限経過後に当該申請が許可されないこととなった場合の取扱い

上記（注3）と同様の取扱いとする。

（注5）学生の内定取消に対する救済措置等、大学が学生に対して就職活動のための留年を認める措置を設けている場合の取扱い

学生の内定取消に対する救済措置等、大学が学生に対して就職活動のための留年を認める措置を設けている場合（当該措置の対象となる者の活動が在留資格「留学」に該当しない場合に限る。）には、上記（3）アの立証資料（（イ）を除く。）及び当該措置の内容を明らかにする資料の提出を求め、許可することが相当であるときは継続就職活動を目的とする「特定活動」を許可して差し支えない。

（5）資格外活動許可

第10編第2章第2節第2の7のとおり

（6）再入国許可

継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格で在留する者から、数次再入国の許可の申請があった場合、第10編第7章第2節第1及び第2の規定に照らし、許可して差し支えない。なお、推薦状について再入国許可が消去されている場合であっても、同規定に照らし、再入国許可に係る推薦がなくても許可できる場合には数次の再入国許可をして差し支えない。

（7）継続就職活動者の家族滞在者の取扱い

継続就職活動者の家族が「家族滞在」の在留資格で在留している場合で、その在留期間の満了後も引き続き本邦での在留を希望するときは、「特定活動」の在留資格変更許可申請を案内する（本邦において出生し、出生から60日を超えて継続就職活動者の家族として本邦での在留を希望する者については、在留資格取得許可申請を案内する。）。この場合の審査上の留意点については、「家族滞在」の在留資格と同一の取扱いとし、許可する場合には、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

なお、当該家族の在留期間の満了日が、継続就職活動者の「留学」の在留資格による在留期間の満了日を超えるときについても、在留資格変更許可申請を行うよう指導する。

ア 在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）を指定されて在留する者（（国　籍）人（氏名））の扶養を受ける（配偶者又は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ 在留期間

継続就職活動を目的として「特定活動」で在留する者の在留期限までの期間に応じて、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「4月」以上の在留期間を決定する。

ウ 資格外活動許可

第10編第2章第2節第2の7のとおり

エ 再入国許可

第10編第7章第2節第1及び第2の規定に照らし、許可して差し支えない。

（8）大学等を卒業後2年目も継続就職活動を行う者の取扱い

ア 取扱いの概要等

（ア）継続就職活動大学生等が大学等を卒業等した後2年目に、地方公共団体が実施する留学生就職支援事業で下記（ウ）の要件に適合するもの（以下「適合就職支援事業」という。）の対象者として、インターンシップへの参加を含む就職活動を行おうとする場合には、更に最長1年間の滞在を可能にすることとし、「特定活動」（6月）への在留資格変更（指定活動の変更）を許可の上、1回の在留期間更新を認め、また、申請に基づき週28時間以内の包括的な資格外

活動の許可を与える。

(イ) 対象

継続就職活動大学生等であって、大学等を卒業等した後2年目も継続して就職活動を行うことを目的として、適合就職支援事業の下でインターンシップ等に参加する者として選定された者とする（以下「適合就職支援事業参加者」という。）。

(ウ) 適合就職支援事業の要件

適合就職支援事業は、次のいずれの要件にも該当するものとする。

a 就職支援事業を実施しようとする地方公共団体が、就職支援事業を適切に運営・監督するものであること。

（注）就職支援事業の運営を外部団体に委託等する場合は、監督権限を適切に行使することが可能な体制を確保すること。

b 就職支援事業が実施される期間が6か月以上であること。

c 地方公共団体が相談窓口を設置するなど各種相談体制を整備し、就職支援事業が実施される全期間にわたって、対象者を支援する措置が講じられていること。

d 地方公共団体が適切な審査を通じて就職支援事業の対象者を選定することであること。また、選定する数が地方公共団体が管理可能な数であること。

e 地方公共団体が、インターンシップの受入れ企業に、専門的・技術的分野の外国人を採用する意思を有していることを確認していること。

f インターンシップにおいて行おうとする活動が「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格に該当するものであること。

g 地方公共団体が対象者の就職活動状況を定期的に確認することとしていること。

h 地方公共団体が、対象者が何らかの理由により就職支援事業への参加を継続することが困難になった場合に帰国が確保されるよう、適切な措置を講じていること。

イ 在留審査事務の取扱いについて

(ア) 在留資格決定時の取扱いについて

a 立証資料

(a) 申請人が適合就職支援事業の対象者であることの証明書（地方公共団体が発行するものに限る。以下「対象者証明書」という。）

- (b) 繼続就職活動大学生にあっては直前まで在籍していた大学の卒業証書（写し）又は卒業証明書、継続就職活動専門学校生にあっては直前まで在籍していた専修学校の発行する専門士の称号を有することの証明書並びに当該専修学校の卒業証書（写し）又は卒業証明書及び成績証明書
- (c) 繼続就職活動を行っていることを明らかにする資料
- (d) 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、「当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書」及びその者が支弁することに至った経緯を明らかにする文書

b 審査に当たっての留意点

対象者証明書の「平成28年12月に法務省入国管理局が定めた「地方公共団体が実施する既卒留学生を対象とした就職支援事業の手引」にのっとり〇〇市適合就職支援事業を行う」旨の記載及びインターンシップにおいて行おうとする活動内容の記載により、上記ア（ウ）の要件への適合性を確認することとする。

なお、この場合であっても、上記ア（ウ）の要件に適合していないおそれがあると認められる場合には、地方公共団体に対し説明等を求めて審査する。

c 決定する在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「出入国在留管理庁がその定める要件に適合すると認めた地方公共団体が実施する就職支援事業の対象者として行う就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（報酬を受ける活動に従事する場合は、当該事業の一環として就業体験する目的で、本邦の公私の機関において自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動に限る。）」

d 在留期間

原則として「6月」とする。

e その他

(a) 申請書

申請書（U）を使用し、所属機関等作成用の提出は不要とする。

(b) 入国・在留目的コード

（イ）在留期間更新許可申請時の取扱いについて

a 立証資料

(a) 対象者証明書

(b) インターンシップ等実績報告書（地方公共団体が発行するもの）

(c) 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、「当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書」及びその者が支弁することに至った経緯を明らかにする文書

b 審査に当たっての留意点

(a) 対象者証明書の「平成28年12月に法務省入国管理局が定めた「地方公共団体が実施する既卒留学生を対象とした就職支援事業の手引」にのつとり〇〇市適合就職支援事業を行う」旨の記載及びインターンシップ等実績報告書に記載された活動実績の内容により、継続して上記ア（ウ）の要件を満たすものであることを確認する。

なお、この場合であっても、上記ア（ウ）の要件に適合していないおそれがあると認められる場合には、地方公共団体に対し説明等を求めて審査する。

(b) 申請人が卒業から2年未満であること、また、対象者証明書及びインターンシップ等実績報告書の記載内容により、指定された活動を引き続き行おうとするものであることを確認する。なお、指定された活動の実績が認められない場合は、在留期間の更新を認めない。

c 在留期間

大学等卒業後2年を超えない範囲内で、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「6月」、「5月」又は「4月」のいずれかを決定する。

d その他

(a) 申請書及び入国・在留目的コードについては、上記イ e に同じ。

(b) 就職先が内定した者について、第12編第21節第2の14に規定される、採用時期を理由とした在留資格の変更（いわゆる内定者としての在留）は原則認めない。

ウ 資格外活動許可の取扱いについて

第10編第2章第2節第1の1、2、4及び5について審査し、いずれの要件

にも適合すると認められるときは、週28時間以内の包括的な資格外活動を許可して差し支えない。

エ 適合就職支援事業参加者の家族の取扱いについて

継続就職活動大学生等の家族が「特定活動」の在留資格で在留している場合で、当該継続就職活動大学生等が適合就職支援事業の対象者として選定されたことを理由に、その在留期間の満了後も引き続き本邦での在留を希望するときは、「特定活動」の在留資格変更許可申請（指定活動の変更）を案内する。この場合の審査上の留意点については、「家族滞在」の在留資格と同一とし、許可する場合には、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

(ア) 在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「出入国在留管理庁がその定める要件に適合すると認めた地方公共団体が実施する就職支援事業の対象者として行う就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（報酬を受ける活動に従事する場合は、当該事業の一環として就業体験する目的で、本邦の公私の機関において自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動に限る。）を指定されて在留する者（（国籍）人（氏名））の扶養を受ける（配偶者又は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

(イ) 在留期間

- a 扶養者である適合就職支援事業参加者と同時期に申請が行われる場合には、扶養者と同じ在留期間を決定する。
- b 上記a以外の場合には、扶養者に決定される在留期間の中から、扶養者の在留期限までの残余期間を上回る最小の在留期間を決定する。

(ウ) 資格外活動許可

上記ウと同様の取扱いとする。

13 継続就職活動を目的とする「特定活動」で在留中に就職先が内定した者の採用までの在留に係る取扱い

(1) 取扱いの概要

大学等を卒業後、継続就職活動を目的とする「特定活動」で在留中に就職先が内定した者については、我が国での企業の採用時期が一般的に4月であることから、当該内定者と内定した企業との間において一定期間ごとに連絡をとること、内定を

取り消した場合においては、遅滞なく地方出入国在留管理局に連絡すること等について、企業が誓約するときは、採用までの間（内定後1年以内であって卒業後1年6月を超えない期間に限る。）滞在することを可能とする。

（2）対象

在留資格「留学」で在留していた大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同課程を卒業した外国人で、継続就職活動を目的として「特定活動」の在留資格で在留している者が、その在留中に就職先が内定し、内定後1年以内であって、かつ、卒業後1年6月以内に採用される場合において、内定している企業等において従事する活動が「技術・人文知識・国際業務」等の就労に係るいずれかの在留資格への変更が認められるもの

（注1）対象となるのは、「内定後1年以内であって、かつ、卒業後1年6月以内に採用される場合」であるので、内定後1年又は卒業後1年6月を超えた日以降に採用される場合には対象とはならない。

（注2）大学等を9月に卒業する者が、在学中に就職先が内定し、その採用時期が翌年の4月である場合等で、採用までの間本邦に滞在することを希望する場合にも、対象として差し支えない。

（3）立証資料

内定後採用までの間の在留を希望する外国人に係る在留資格変更許可申請の際に提出を求める立証資料については次のとおりとする。

ア 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書

イ 内定した企業において、採用後に行う活動に応じて変更することとなる、就労に係る在留資格への在留資格変更許可申請に必要な資料

ウ 内定した企業からの採用内定の事実及び内定日を確認できる資料

エ 連絡義務等の遵守が記載された誓約書

オ 採用までに行う研修等の内容を確認できる資料（該当する活動がある場合に限る。）

（注）上記（1）でいう、「内定した企業が一定期間ごとに内定者に連絡をとること（又は内定者が内定した企業に連絡させること）、内定を取り消した場合においては、遅滞なく地方出入国在留管理局に連絡すること等について、企業が誓約する」ことについては、誓約書（第3章様式（参考））の提出をもって、

これに該当するものとして取り扱う。

(4) 審査上の取扱い

継続就職活動を目的として「特定活動」の在留資格をもって在留している外国人について卒業後に就職先が内定し、内定後1年以内であって、かつ、卒業後1年6月以内に採用される当該外国人から在留資格変更許可申請があった場合において、内定した本邦の企業から誓約書の提出があり、かつ、採用後に当該企業で従事する活動が就労に係る在留資格に該当し、当該就労に係る在留資格に定められた基準に適合するとともに、在留状況に問題がないなど許可することが相当であるときは、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

(注1) 大学等を9月に卒業する者が、在学中に就職先が内定し、その採用時期が来年の4月である場合等で、採用までの間本邦に滞在することを希望した場合にも、同様に措置して差し支えない。

(注2) 審査に当たっては、就労に係る在留資格への該当性及び当該在留資格に定められた基準への適合性を判断することになることから、就労審査担当部門において、就労に係る在留資格への変更の可否を判断する。

(注3) 大学等を卒業後、「留学」の在留資格で在留していた者から同様の申請があった場合には、卒業してからの期間、卒業後の在留状況（就職活動を継続していたことの確認を含む。）及び継続就職活動のための「特定活動」への在留資格変更許可を受けなかった理由等についても確認の上、許否を決定する。

ア 在留資格は、「特定活動」とし、指定する活動は、次のとおりとする。

「(企業名)」に平成〇〇年〇〇月〇〇日から雇用されることとなっている者が同日までの間に行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ 在留期間については、雇用されることとなる日までの期間に応じて、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「4月」以上の在留期間を決定する。

(5) 資格外活動許可

第10編第2章第2節第2の7のとおり

(6) 再入国許可

第10編第7章第2節第1及び第2の規定に照らし、許可して差し支えない。

(7) 本措置の対象となる者の家族滞在者の取扱い

就職先が内定した者の採用までの間の継続在留を目的として「特定活動」の在留資格で在留する者の家族が、継続就職活動者の家族滞在者として「特定活動」の在留資格で在留している場合で、その在留期間の満了後も引き続き本邦での在留を希望するときは、本措置の対象となる者の家族滞在者としての「特定活動」へ在留資格変更許可申請をするよう案内する（本邦において出生し、出生から60日を超えて本措置の対象となる者の家族として本邦での在留を希望する者については、在留資格取得許可申請を案内する。）。この場合の審査上の留意点については、「家族滞在」の在留資格と同一の取扱いとし、許可する場合には、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

ア 在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は、次のとおりとする。

「(企業名)」に平成〇〇年〇〇月〇〇日から雇用されることとなっている者が同日までの間に行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）を指定されて在留する者（(国籍)人(氏名)）の扶養を受ける（配偶者又は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ 在留期間

就職先が内定した者の採用までの間の継続在留を目的として「特定活動」で在留する者の在留期限までの期間に応じて、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「4月」以上の在留期間を決定する。

ウ 資格外活動許可

第10編第2章第2節第2の7のとおり

エ 再入国許可

第10編第7章第2節第1及び第2の規定に照らし、許可して差し支えない。

14 大学卒業後も継続して起業活動を行う留学生の卒業後の継続在留に係る取扱い

(1) 取扱いの概要

大学の学部又は大学院を卒業（又は修了）後6月以内に、会社法人を設立し起業して在留資格「経営・管理」に在留資格変更許可申請を行うことが見込まれる、優れた起業・経営能力を有する留学生について、卒業（又は修了）した大学による推薦を受け、起業に必要な事業所が確保され、具体的な事業計画書が提出されている等により、留学生が確実に起業することが認められ、また、大学による起業活動の把握・管理が適切に行われるため必要な措置が講じられている場合には、「特定活

動」への在留資格変更を許可することにより、最長で卒業後6月滞在することを可能とする。

(2) 要件

次のいずれの要件にも該当する者

ア 対象者に係る要件

本措置の適用を受けようとする外国人（以下「起業活動外国人」という。）は、次の要件を満たす必要がある。

(ア) 在留資格「留学」をもって在留する本邦の学校教育法上の大学（ただし、短期大学を除く。以下同じ。）の学部又は大学院を卒業（又は修了）した者であること。

(イ) 在学中の成績及び素行に問題がなく、在学中から起業活動を開始しており、大学が推薦する者であること。

(ウ) 事業計画書が作成されており、当該計画書及び会社又は法人の登記事項証明書その他の書面により本邦において開始しようとする事業内容が明らかであって、卒業後6月以内に、会社法人を設立し起業して在留資格「経営・管理」に在留資格変更許可申請を行うこと及びその申請内容が入管法別表第1の2の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動に該当し、かつ、基準省令に定める基準にも適合することが見込まれること。

(エ) 滞在中の一切の経費を支弁する能力を有していること（当該起業活動外国人以外の者が当該外国人の滞在中の経費を支弁する場合を含む。）。

イ 事業規模に係る要件

起業に必要な資金として、500万円以上の資金を調達していること、2人以上の常勤職員を雇用することが確実であること又はこれらに準ずる規模であることが認められること。

(注1) 500万円以上の資金を調達していることとは、現に500万円以上の資金を有していることのほか、国、地方公共団体、金融公庫又は銀行等から、助成、補助又は融資等を受けることが決定している場合を含む。また、個人事業として経営を行おうとする場合は、これまでの起業活動の過程で既に投資した資金についても、客観的に投資金額が立証できる場合には、調達した金額として含む。

(注2) 2人以上の常勤職員を雇用することが確実であることとは、雇用契約を締結している場合等のことである。

ウ 物件調達に係る要件

起業に必要な事業所（店舗、事務所等）用の施設が確保されることが確実であること。

（注）既に物件を取得している場合や賃貸契約を締結している場合のほか、地方公共団体等から物件の提供を受けることが決定している場合や、既に物件の取得手続きを進めている（手付け金を支払っている等）場合を含む。

エ 起業支援に係る要件

大学により、起業活動外国人に対し以下の支援措置のいずれかが行われていること。

（ア）起業家の教育・育成に係る措置（各種教育セミナーの開設、企業との交流会やシンポジウムの開催等）

（イ）事業計画の策定支援

（ウ）資金調達又は物件調達に係る支援措置（助成金、ベンチャーキャピタルの紹介、インキュベーション施設への入居支援等）

オ 在留管理に係る要件

（ア）大学は、毎月の起業活動状況を確認すること。

（イ）6月以内に起業することができなかった場合に備え、起業活動外国人において、帰国のための手段（航空券及び帰国費用）が確保されていること。

カ 起業に失敗した場合の措置

起業活動外国人による起業活動が行われていない又は起業活動の継続が困難になったと思われる状況があるときは、大学は、起業活動外国人の所在を確認の上、直ちに地方出入国在留管理局に報告するとともに、当該外国人の帰国に協力すること。

（注）上記（2）アについて、「在学中から起業活動を開始しており、大学が推薦する」ことについては、推薦状（本編第3章様式（参考））の提出をもって、これに該当するものとして取り扱う。

また、上記（2）オの「大学は、毎月の起業活動状況を確認すること」及びカの「大学は、起業活動外国人の所在を確認の上、直ちに地方出入国在留管理局に報告するとともに、当該外国人の帰国に協力すること」についても、同様に、上記推薦状の提出があれば、当該要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。

（3）立証資料

卒業後も継続して起業活動を行おうとする外国人に係る在留資格変更許可申請の際に提出を求める立証資料については、次のとおりとする。

ア 直前まで在籍していた大学の卒業（又は修了）証書又は卒業（又は修了）証明書

イ 直前まで在籍していた大学による推薦状

ウ 事業計画書

エ 会社又は法人の登記事項証明書等本邦において開始しようとする事業内容を明らかにする書類

オ 在留中の一切の経費の支弁能力を証明する文書、当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証明する文書及びその者が支弁するに至った経緯を明らかにする文書

カ 事業規模を明らかにする文書

キ 事業所の概要を明らかにする資料又は当該事業所が確保されることが確実であることを証明する文書

ク 大学による起業支援の内容を明らかにする資料

ケ 帰国のための手段が確保されていることを明らかにする資料

(注) 上記（3）エについて、「会社又は法人の登記事項証明書等本邦において開始しようとする事業内容を明らかにする書類」には、登記事項証明書のほか、当該登記に係る手続を行っていることが客観的に説明出来る資料（商業・法人登記の申請書の写しなど）も含む。

上記（3）クについては、パンフレットやホームページの写し等でも差し支えない。

（4）審査上の取扱い

起業活動外国人から在留資格変更許可申請があった場合は、上記（2）で定める要件について審査を行い、当該要件をすべて満たす場合は次の在留資格及び在留期間を許可する。

ア 在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「本邦において貿易その他の事業の経営を開始してその経営を行い又は当該事業の管理に従事するための準備のための活動及び当該活動に伴う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ 在留期間

原則として、「6月」とする。

なお、卒業後相当期間経過後に在留資格変更許可申請があった場合については、卒業から6月末満であることを確認する。この場合、在留期間は残余の期間に応じて月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「6月」、「5月」又は「4月」のいずれかを決定する。

(注1) 卒業後の起業活動を目的とした「特定活動」への在留資格変更許可申請の審査に当たっては、「その申請内容が入管法別表第1の2の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動に該当し、かつ、基準省令に定める基準にも適合することが見込まれること」を要することから、在留資格の変更の許否に当たっては、就労審査担当部門に合議すること。

なお、「基準省令に定める基準にも適合することが見込まれること」については、上記(2)イの事業規模に係る要件及び(2)ウの物件調達に係る要件を満たすことをもって、当該要件を満たすものとして取り扱う。

(注2) 上記(2)ウの審査の際には、確保が見込まれる事業所用の施設の基準適合性についても併せて審査を行う。従って、上記(3)キの「当該事業所が確保されることが確実であることを証明する文書」を求める場合は、確保が見込まれる事業所の概要が分かる資料についても併せて提出を求める。

(注3) 起業活動を行う留学生が大学卒業前に現に有する在留期間が満了する場合で、当該留学生から在留期間更新許可申請がなされたときは、「留学」の在留資格による在留期間の更新の許否を判断し、許可処分を行う場合には、卒業後に継続して起業活動を行う際には在留資格変更許可申請が必要であること及び卒業後3月を超えると在留資格の取消しを行う可能性がある旨を伝える。

(注4) 起業活動を行う留学生が、大学卒業後に「留学」の在留期間が満了する場合であって、卒業後、在留期間の満了の日までの間に再入国許可による出入国を予定しているときは、「特定活動」への在留資格変更許可を受けた上で再入国許可を取得するよう案内する。

(注5) 起業活動を行う留学生から再入国許可申請がなされた場合は、卒業した大学からの起業活動を行っている旨の推薦状(参考書式)の提出を求めるほか、「留学」の在留資格をもって在留する者と同様に取り扱うものとする。

(5) 資格外活動の許可

第10編第2章第2節第1の一般原則のとおりとする。

(6) 本措置の対象となる者の家族滞在者の取扱い

起業活動外国人の家族が「家族滞在」の在留資格で在留している場合で、その在留期間の満了後も引き続き本邦での在留を希望するときは、「特定活動」の在留資格変更許可申請を案内する（本邦において出生し、出生から60日を超えて起業活動外国人の家族として本邦での在留を希望する者については、在留資格取得許可申請を案内する。）。この場合の審査上の留意点については、「家族滞在」の在留資格と同一の取扱いとし、許可する場合には、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

なお、当該家族の在留期間の満了日が、起業活動外国人の「留学」の在留資格による在留期間の満了日を超えるときについても、在留資格変更許可申請を行わせるよう指導する。

ア 在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「本邦において貿易その他の事業の経営を開始してその経営を行い又は当該事業の管理に従事するための準備のための活動及び当該活動に伴う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）を指定されて在留する者（（国　　籍）人（氏　　名））の扶養を受ける（配偶者又は子）として行う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

イ 在留期間

起業活動を目的として「特定活動」で在留する者の在留期限までの期間に応じて、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「4月」以上の在留期間を決定する。

ウ 資格外活動許可

第10編第2章第2節第1の一般原則のとおりとする。

エ 再入国許可

「家族滞在」の在留資格をもって在留する者と同様に取り扱うものとする。